

平成29年度決算審査特別委員会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成30年12月6日（木）
招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
開会（開 議） 12月6日（木）9時00分宣告（第1日）

出 席 委 員（13名）

1番	小 田 久美子	3番	富 永 やよい
4番	大高下 光 信	5番	大 江 康 子
7番	下 岡 憲 国	8番	住 吉 秀 公
9番	宗 像 啓 之	10番	久留島 元 生
11番	岡 田 良 訓	12番	多 田 雄 一
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	議長	桑 原 公 治

欠 席 委 員（0名）

な し

付 託 案 件

認 定 第 2 号 平成29年度決算の認定について

説明のため委員会に出席した者の職氏名

町	長	西 田 祐 三
副 町	長	胡 家 亮 一
企 画 部	長	鶴 岡 靖 三
総 務 部	長	丹 羽 勤
福 祉 保 健 部	長	湯 木 淳 子
建 設 部	長	久保田 誠 司
総 務 部 次	長	門 前 誠 司

建設部次長	龍岩広幸
企画課長	山崎純
魅力づくり推進課長	宮垣将司
財政課長	吉本真人
税務課長	近森茂
生活安全課長	脇本健二郎
住民課長	水川綾子
長寿保険課長	新藤正敏
こども課長	森川雅枝
保健センター所長	森原知美
建設課長	木村生栄
上下水道課長	早稲田誠
会計管理者	中下義博
教育長	佐々木智彦
教育次長	伊藤仁士
学校教育課長	小林伸二
生涯学習課長	森原宏生
学校教育課教育指導監	森山真文
企画課主幹	吉川寛
総務課主幹	中村修介
収税対策室長	谷川雅彦
生活安全課危機管理監	島田友和
環境センター所長	岡田隆弘
社会福祉課主幹	松井良哲
ひまわりプラザ館長	下野武士
学校教育課主幹	山光誠司
生涯学習課主幹	倉本勇登
海田公民館長	岩本宏美
東公民館長	大濱吉邦



職務のため委員会に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 修 治
主 任	水 野 啓 太
主 事	木 村 俊 英

~~~~~○~~~~~

議 事 の 内 容

午前8時58分 開会

○委員長（大高下）定刻より早いんですが、決算審査特別委員会を開催させていただきます。皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労様でございます。

これより、平成29年度決算審査特別委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。

審査に先立ちまして、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。町長。

○町長（西田）決算審査特別委員会の開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

皆様方には大変御多忙中の中御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平成29年度の決算状況につきましては、先般の議会において概要を御説明いたしましたが、十分に御審議いただき、決算の認定をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○委員長（大高下）これより審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、認定第2号平成29年度決算の認定についてでございます。本委員会の審査日程は既に配付しておりますとおり、本日から12月10日までの3日間で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認定第2号平成29年度決算の認定を議題といたします。本件については、12月3日の本会議において、町長の概要説明は終わっております。

審査の進め方ですが、基本的に日程表の時間割に従い、原則、決算書のページごとに進めてまいります。ただし、細節の中で、担当課が異なることやページが飛んだりする場合があります。適宜ページをお示しますので、よろしくお願い申し上げます。また、主要施策の成果に関する説明書についての質疑につきましては、できるだけ、決算書の該当部分で行っていただくようお願いいたします。質疑は、回数の制限はございませんが、一問一答方式で行いますので、簡潔に質疑され、執行部におかれましては、各委員の質

疑の趣旨を十分に把握し、的確かつ簡潔明瞭に答弁してください。なお、質疑答弁に当たっては、発言の許可を得た後にマイクのスイッチを押して発言してください。

それでは、企画部、総務部、会計管理室、議会事務局の審査を行います。まず、歳入の9、10ページ全てです。質疑があれば許します。下岡委員。

○委員（下岡）町税についてですね、この説明書の6ページ、主要施策の成果に関する説明書の6ページ、主な増減ということで、固定資産税についてですね、設備投資増による償却資産の増などによるということ、2,969万6,000円増となっているんですけど、具体的にですね、土地、建物、償却資産別にいくらの金額になるのか、対前年、28年度比、どれだけそれぞれ3項目について増減があったのか、説明、お願いします。

○委員長（大高下）税務課長。

○税務課長（近森）はい。固定資産税のそれぞれという、平成28年度と29年度の比較ということなんですが、現年度分で比較させていただきますと、まず、土地につきましては、平成28年度の決算額につきましては8億9,643万5,000円、平成29年度につきましては8億9,218万1,000円、差引きマイナス425万4,000円、率といいますと0.5パーセント減になっております。次に、家屋につきましては、28年度が決算現年度の決算額が7億5,487万4,000円、一方の平成29年度の現年度分の決算額が7億6,796万7,000円、差引き1,309万3,000円の増収、1.7パーセントの増となっております。最後に償却資産ですが、平成28年度現年度分の決算額につきましては3億4,679万7,000円、一方の平成29年度の現年度の決算額につきましては3億6,613万4,000円、1,933万7,000円の増収、5.6パーセントの増となっております。

○委員長（大高下）下岡委員。

○委員（下岡）土地の地目についてなんですけれども、例えば、開発、宅地造成なんかは、許可申請が出てですね、1月1日時点で許可は下りてるけれども、工事は、まだ完成してないといった場合などではですね、もう、例えば農地を宅地化する訳ですから、農地転用の許可は既に出てる訳で工事にも着手してるけども、完了してないといった場合ですね、これ、固定資産税としては、農地で賦課されるのか、それとも、すでに宅地転用の許可が出てるからですね、工事途中であっても宅地として賦課するのか。1月1日時点でですね、これは、どういうことになってるんでしょうか。

○委員長（大高下）税務課長。

○税務課長（近森）これはもう宅地ということで評価をしております。

○委員長（大高下）佐中委員。

○委員（佐中）29年度の予算当初のときに、給与の所得で、個人町民税の増加が見込まれるということで、決算でそのようになっておる訳ですが、法人をマイナスに補正をしとるんですね。そのときの記憶はないんで、なぜそうなったのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（大高下）税務課長。

○税務課長（近森）はい。法人町民税につきましては、一部の自動車関連製造法人の法人税割額の減額によるものが大きくなっておりまして、その関係で減になったものでございます。

○委員長（大高下）佐中委員。

○委員（佐中）あまり詳しいことは言いませんけれども、それじゃ次に行きますけれども、不納欠損額の内訳、549万というのが不納欠損にあります、その内訳はどうなってるのか、聞きたいのはですね、収入未済額が次に出てくる訳ですね。不納欠損のそういう、予備軍が、その中に含まれておるのではないかと、今までの、そういう決算の流れから見るとですね、滞納が重なって、なかなかこれが事務的に処理できないということは、いろいろ収税室を設けて努力をされておるんですけども、格差社会の下で、なかなか払えないというようなね、そういう状況が起きてきておる中で、時効に近いような、そういう、景気の悪化やら家庭の事情、いろんな社会の状況の、そういう状況によって、そうやってくるのではないかと。じゃから、不納欠損についての内訳と、収入未済額の中でのそういう予備軍、これはどうなってるのか、お尋ねをいたします。

○委員長（大高下）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）町民税の不納欠損額549万円についてお答えします。町民税については、執行停止の経過後3年、それと執行停止後の時効完成、それと、5年の時効完成によるものです。今のところの未収金額のうちの不納欠損の予備軍ということになりますと、これについては、今のところ、全て内容については把握しておりません。

○委員長（大高下）佐中委員。

○委員（佐中）一生懸命やっておいでのことには分かるんですが、そのやり方やあるいは努力の仕方、あるいは倒産によるそういう、自己破産というようなのがあってですね、優先順位が、その自己破産はあれじゃが、倒産なんかはまあ、優先順位があるんですね、その手続を公的な機関が最優先をして、それを処理するということがある訳なんです、以前、税務課あるいは水道、あるいは国保というような、そういう横のつながりが、な

かなか不十分だったために、一部は取っても一部取ってないような状況が発生したような状況もあったこともあった訳ですが、私が言うのは、そういう面で、取れないものは、もう、それ、仕方がないというたら不公平になるかも分かりませんが、事務的に努力をして、どうにもならないという状況の下では仕方がないなというように感じるんですが、取れるものを取れないような、そういうこういう努力をしないでね、放置して、さっきみたいに、料と税の時効もまた違う訳ですけども、ここは税で対応する課題なんですけれども、そういう面で、そういう努力をね、やっぱりしなければいけないというのは、感じるんで、公平な、そういう対応、そういう状況が起こらないような方法のやり方、努力はどのようにされておるか、お尋ねいたします。

○委員長（大高下） 収税対策室長。

○収税対策室長（谷川） 税を納める力がありながら、納税の意欲の気薄な滞納者に対しては、調査の下、積極的な滞納整理を行っておりますが、納税の余裕のない方に関しては、調査の下、執行停止を行い、納税の猶予を行っております。

○委員長（大高下） 佐中委員。

○委員（佐中） 次、固定資産税の429万というのがあるんですが、固定資産税は財産がある訳ですけども、これはなぜ取れないのか。行方不明になってどうにも対応ができないような状況が発生しておるのかどうか、よう分かりませんが、不納欠損で上げられておりますが、その中身は何か、お尋ねします。

○委員長（大高下） はい、収税対策室長。

○収税対策室長（谷川） 固定資産税につきましてですが、財産は確かにございますが、そのもの自体、抵当権等がありまして、換価のできない状態いうのもあります。

○委員長（大高下） 崎本委員。

○委員（崎本） 先ほどの佐中さんの続きですが、抵当権が付いたら、抵当権にも1番、2番、3番、いろいろあるんじやが、それを法的にやって、何ぼかでも取る方法はあると思いますが、そういうことは現時点でやっておられないでしょうか。

○委員長（大高下） 収税対策室長。

○収税対策室長（谷川） 今現在、土地を押さえている物件についてはございます。

○委員長（大高下） はい、崎本委員。

○委員（崎本） そういうものは、なるべく早く処分して、収入が入るようにしてもらいたいんですが、次にですね、海田町に現在、世の中景気が悪いか良いか分からんじやが、

海田町で破産宣告とか倒産とかやって、未納な件数はあるか、あったら何件ぐらいあるかちょっとお願いします。

○委員長（大高下）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）今現在、法人、個人についても破産宣告をし、処分の開始決定を行う途中のものはございます。件数について、法人については1件、個人については、ちょっと数は把握しておりません

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本）数は把握されてない、私の知る限りでは、今頃、法律がちょっとあれになってね、ちょっと、払えんようになったらすぐ破産宣告すりゃあええような話を聞いていますが、数は掌握されてないのですが、そういう、件数はね、わしは、ただただ見掛けますが、割りにして、海田町であなた方が思われるのは、数は掌握され、ある程度されておると思いますが、海田町に対しては、どう言うたらええかね、最近、29年度よね、27、28年、29年度、だんだん多くなって来る傾向にあるか、少なくなっている傾向にあるかっていうぐらいは分かるでしょう。

○委員長（大高下）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）多くなって来る傾向にございます。

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本）じゃから、私は、そこで努力してもらいたいから言いよるんですが、だんだんほんま、人間が賢くなるかどうか知らんが、ちょっと悪かったら破産宣告すりゃあええような考えの人が多いのよ。そういう考えの人が多いからこそ、あなた方が、より知恵を絞っての、収入できるような方向にできると思うが、今後やっていかれるかどうか。

○委員長（大高下）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）そのような方向で努力してまいりたいと思います。

○委員長（大高下）ほかに質疑はありませんか。住吉委員。

○委員（住吉）不勉強なけえ教えていただきたいんですが、まず、町民税の収入未済額、これ、6,206万9,128円ですよね。説明書、主要施策に関する説明書の9ページ、こちら見ますと、町民税の収入未済額が6,207万28円と、この決算書と説明書で数字が違うのは何か、どういった計算なんでしょうか。

○委員長（大高下）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川） すいません、決算書の方には過誤納付金の還付未済を含んでおるためでございます。

○委員長（大高下） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、11、12 全てです。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、13 ページ、14 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、15 ページ 16 ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、17、18 ページの、3 目、保健施設使用料のうち、2 節、行政財産使用料の消防車庫用地使用料です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、19、20 ページ、下段の1 目の総務手数料のうち、1 節、町税督促手数料です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、21、22 ページ、引き続き、1 目、総務手数料のうち、4 節、事務手数料と 2 目、衛生手数料です。質疑があれば許します。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、25、26 ページ、上段の1 目、総務費、国庫補助金のうち、備考欄の1 番、社会保障税番号制度システム整備費補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、29、30 ページ、中段の1 目、総務費、国庫委託金の1 節、総務管理費委託金と、下段の1 目県委譲事務交付金です。質疑があれば許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、33、34 ページ、上段の5 目、土木費負担金と、2 項1 目の、総務費補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に、35、36 ページ、3 目、衛生費補助金のうち、1 節の備考欄 2 番

と5番及び2節、清掃費補助金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大高下)次に、37、38ページ、7目、水防費補助金及び3項1目、総務費委託金のうち、1節、町税費委託金と3節、選挙費委託金と4節、統計調査費委託金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大高下)次に、39、40ページ上段3目、衛生費委託金と、16款の財産収入です。財産収入は次のページに続きますので、併せて御覧ください。質疑があれば許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大高下)次に、41、42ページ全てです。下段2項1目、貸付金元利収入は次のページも含みます。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員(宗像)財政調整基金繰入金2億5,937万3,000円ですか、繰り出しておられますが、逆にこれ入れたので差引き、どうなっとるんですか。

○委員長(大高下)財政課長。

○財政課長(吉本)財政調整基金を繰り入れて差引きがどのようになっているか、お尋ねでございますが、すいません、差引きというのは、財政調整基金残高はどうなったかという意味ではなくて、すいません。

○委員長(大高下)はい、宗像委員。

○委員(宗像)2億5,000万を逆に入れたんとで、差がどうなったんですかっていうことを聞いたんです。入れて出したんと両方差引きしたら、プラスで残っていたのか、マイナス減でしたのかっていうのをお聞きした、その数字を聞きたいと。

○委員長(大高下)財政課長。

○財政課長(吉本)財政調整基金残高については、主要施策成果に関する説明書の52ページの方に基金の状況をお示ししておりますが、29年度については、取り崩し2億5,900万と、前年度の決算剰余金処分に伴う積立金1億5,000万円を積立てて、差引きとして20億残高いう状況でございます。

○委員長(大高下)宗像委員。

○委員(宗像)結局、1億マイナスしたということで理解していいんですね。そのような質問したつもりだったんですが。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）そのとおりでございます。

○委員長（大高下）ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、43、44 ページ、1 目、弁償金と 2 目、雑入です。雑入は 50 ページまで続いていますので、併せて御覧ください。なお、雑入は、現在出席していない部署のものが含まれておりますので、適宜対応します。質疑があれば、許します。はい。宗像委員。

○委員（宗像）派遣職員負担金、これお金が歳入で入ってきてます。派遣職員の、歳入で入る要素って何ですか。

○委員長（大高下）総務課主幹。

○総務課主幹（中村）こちらにつきましては、町の職員 3 名、広島県、広島市及び社会福祉法人住田学園様の方に 1 名ずつ職員を派遣したものに伴う人件費の負担金をそちらの団体からいただいたものでございます。

○委員長（大高下）ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）それでは次に行きます。49、50 ページの中段、1 目、総務費と下段 3 目、消防債です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、51、52 ページ、5 目、臨時財政対策債です。質疑があれば許します。すいません、49、50 ページの中段 1 目、総務債と下段 3 目、消防債です。下岡委員。

○委員（下岡）町債についてちょっとお尋ねしますけれども、説明資料のですね、28 ページ、町債残高における交付税算入額の推移ということですね、29 年度は町債残高 81 億で、そのうち 75 億は交付税措置される、国が補填してくれると。6 億が、実質的に海田町が返さなきゃいけない部分ということで、去年に比べてですね、海田町が負担する部分というのは 3 億減ってる訳です決算資料だとですね、将来負担比率が、28 年度がマイナス 18.9 パーセント、29 年度がマイナス 6.4 パーセントということで、12.5 パーセントですね、将来負担比率が悪化してる訳なんです一般的には、将来負担の大きな要素はですね、起債による部分が、一般的にですよ、海田町の場合はちょっと違いますけ

れども、ということですね、町債の実質的な負担は減ってるのに、将来負担が悪化したということについてですね、具体的に、ちょっと、どういう悪化要因で悪化したのか、説明してください。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）将来負担比率の悪化要因についてでございますが、委員御指摘のとおり、一般会計の地方債残高は約5億円減少しておりますが、それに伴って、将来負担の控除財源となる交付税算入見込みも減っているというのが1点ございます。それから起債については、安芸クリーンセンターのごみ焼却炉の長寿命化工事に掛る安芸地区衛生施設管理組合が平成29年度に約6億円の借入をしております、それに伴い、構成市町である海田町の将来負担が増加しているのが一つあります。さらには一般会計から下水特会の将来の繰出し見込みの増、あるいは、退職手当支給予定額についても増いうところでの将来負担比率が増加しておるところでございます。

○委員長（大高下）下岡委員。

○委員（下岡）悪化した項目だけではですね、分からない。金額的にですね、12.5パーセント悪化するということはですね、大体将来負担がですね、6億から7億ぐらい増えてる、絶対額でね、じゃないかと思うんですよ。今言うように、町債はですね、実質的に3億改善されておるのに、絶対額で6、7億ぐらいですね、悪化してる。ということはですね、大体10億近くですね、将来負担が増えてると、その項目は、何がどれくらい増えてるのか、具体的には安芸クリーン組合がどうだこうだと言うけどもですね、その部分が今言うように、6億か何か借入れて、海田町がどれだけ負担が将来増えるのか、具体的に、ちょっと項目ごとに言ってください。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）将来負担比率の算定内容については、この度報告させていただいた健全化判断比率報告書の方に記載しておりますが、具体的に申しますと、まず、先ほどの安衛管に係る海田町の負担見込みが約1.3億円の増、それから特別会計の将来にわたる一般会計繰入れ見込みが約4.2億円の増、それから、退職手当支給見込み等が約1億の増いうところでございます。

○委員長（大高下）はい、下岡委員。

○委員（下岡）安衛管だとかですね、今の基準外繰入れの増なんか見込んでるのは分かるんですが、退職金をですね、相当見込んでる、1億いくら入って見込んでるということ

なんですけど、普通ですね、退職金の引き当てというのはですね、そんな大きな増減というのはいないんだろうと思うんですけども、1億何千万といたら、正規職員200名弱ですね、相当な金額になるんで、何か制度変更か何かあってですね、それだけ増えるのか。どういう理由で、退職引当てが増えるのか、ちょっとそこんところを説明してください。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）退職手当支給予定額の増加要因でございますが、まず職員の年齢構成が上がったこと、それから、特別職の勤続年数の増による予定額の増、それから、将来負担から控除される組合積立金の減、これによるものでございます。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、51、52ページ、5目、臨時財政対策債です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で、歳入を終わります。

続いて歳出を行います。53、54ページ全てです。質疑あれば、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、55、56。富永委員。

○委員（富永）文書広報費、広報事業ですけれども説明書74ページ、印刷製本事業の町案内パンフレット、印刷製本費がこれ、28年、29年度と同じ額、ここに書かれているんですけれども、何部制作して、どのくらい置いて、どれぐらいはけて、また29年度置いたのか、ちょっと内容を教えてください。

○委員長（大高下）企画課長。

○企画課長（山崎）四季彩マップにつきましては、3,000部ほど印刷しまして、ほぼ毎年3,000部ほどはけておる状況でございます。

○委員長（大高下）富永委員。

○委員（富永）今年度公ではないんですけどワークショップ、マップのワークショップとかされてるんですけれども、そういったワークショップの活用を、今後こういうパンフレットの中に組み込んでいくのかどうか、その辺もお願いします。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

- 魅力づくり推進課長（宮垣） そのようなマップの方もですね広報で皆さんに配付する、あとはPR用にするというような形で、しかるべき時期にですね、また配付をしたいと考えております。
- 委員長（大高下） 富永委員。
- 委員（富永） それと、ふるさと納税推進事業ですけれども、説明書 77 ページ、これが、平成 27 年度から見ていくと過去から全部見ていくと、27 年度が 100 件で、1 番ピークで、あと 28 年度、29 年度と減っているんですけれども、過去ピークだったときのピークの要因と、どうしてこう減っていったのかっていう傾向は、どのようにお考えでしょうか。
- 委員長（大高下） 財政課長。
- 財政課長（吉本） 27 年度においては、寄附控除額の制度改正、大幅な拡大がされたことにより、全国的にも注目が集まって高い状況にあったんですが、その後ポータルサイトが各自治体で導入にされ、ポータルサイトでのふるさと納税に流れていったのも一因があると分析しておりまして、それを踏まえて 30 年度からポータルサイトを海田町においても導入しているところでございます。
- 委員長（大高下） 富永委員。
- 委員（富永） これを見てて、ホームページのふるさと納税のホームページを見させてもらったんですけれども、フロランタンがこれ 1 件だけだったんですけど、昨年度はもう 1 件増えて、2 件ほどあるんですけど、これを、またそこにふるさと納税として組み込むお考えとかは、今後ないんでしょうか。
- 委員長（大高下） 財政課長。
- 財政課長（吉本） 関係業者とも調整して、その方向で進めていきたいと考えております。
- 委員長（大高下） はい、多田委員。
- 委員（多田） 職員研修事業になるか、窓口アンケートを、また、確か去年も取られて今年も取られてるんですが、まず窓口アンケートでの結果というか、どういう意見が多かったかというのを一つ聞かせてください。
- 委員長（大高下） 総務課主幹。
- 総務課主幹（中村） はい、窓口アンケートについてでございますが、6 月の 26 日から 7 月の 1 日にかけて、八つの項目でアンケート調査を行いました。これ 28 年度と同じような項目で行いました。で、八つの項目の中で、挨拶、それから身だしなみ、スピード

感、説明の分かりやすさ言葉遣い、それからプライバシー配慮、役場全体の印象、対応した職員の印象という項目で見さしていただきまして、28年度に比べ、挨拶ですとか、それから町役場全体の印象というところで、良いと答えた方の割合がやや低下しているような状況でございました。

○委員長（大高下）多田委員。

○委員（多田）多分、28年度も窓口アンケートに伴ういうか、それで検証されたと思うんですけど、今年29年度もこのあと、アンケート結果を元にした研修をされてると思うんですけど、どういった内容の研修されたのか。

○委員長（大高下）総務課主幹。

○総務課主幹（中村）先ほど申しました挨拶の部分につきましては、平成28年度と同様な悪い意見がございまして、挨拶がなかなか返ってこないとか声が小さいとかいうような御意見がございました。ですので、まず、そのような具体的な意見を職員研修の中で示し、どうすればよかったのかというところを議論する機会を設けました。それでまず意識付けしますのと、それから内容につきましては、接遇のテクニックといたしまして、相手の満足度向上させるような要素につきましても、研修の中で、講師の方から職員に対して研修を行ったものでございます。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）これ、72ページですかね、ここに掲げた目的と成果、結果は職員の資質の向上を図ることができたと書かれてますが、今説明を受けたのとちょっと中身が違うような気がするんですが、その辺どうなんですか。

○委員長（大高下）総務課主幹。

○総務課主幹（中村）挨拶等につきまして意識付けをすることによって向上をさせていくという狙いでございまして、先ほど悪い意見のところを申し上げたんですけども、役場の手続のスピード感等につきましては、28年度に比べまして、良いとされる意見が2.5ポイントほど増えておりまして、その辺りは向上されているというふうに考えております。

○委員長（大高下）大江委員。

○委員（大江）すいません、ふるさと納税の件なんですけども、以前、海田町は、いただいている金額よりも倍返しじゃあないんですけどかなり金額がオーバーしてるということで、テレビか新聞で見た覚えがあるんですけども、このときの、お返しの金額が、

例えば1万に対していくらぐらいの品物を戻したとか、現在はどのような金額にしているとか、それから、特産品でないものを出してるとかそういういろんな問題がありましたけれども、そこはどのように解決されたのでしょうか。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）総務省通知により返品3割以内というところで、一部商品について32、3パーセント、若干上回ってるところがあったんですが、中身の個数を減らすことにより、今現在は、3割以内にしております。

○委員長（大高下）大江委員。

○委員（大江）すいません、具体的な商品を教えていただけますか。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）関係企業等御協力の下、調整させていただいておりますので、個別の商品名についてはちょっと差し控えさせていただいております。

○委員長（大高下）富永委員。

○委員（富永）すいません先ほどちょっと漏れたんですけど、今ある、ふるさと納税の商品の中で、この29年度は1番応募というか、多かったのは、これ何でしょうか。

○委員長（大高下）富永さん、よろしいですか。はい。財政課長。

○財政課長（吉本）こちらについても個別のところはちょっと差し控えさせていただいております。

○委員長（大高下）はい、住吉委員。

○委員（住吉）先ほど来出ておりました職員計画研修事業であるとか住民サービス向上事業、説明書を見るとすばらしいこと書いてますよね。その結果職員の質の向上を図ることができました、法令遵守を徹底することができました、言いながら、決算審査意見書見ると、1ページにいきなり、適切な事務処理が複数見受けられたと書いてあるんですよ説明書とかいていることが違う云々は言わんけども、毎年ずっとこの手の研修はしている、この住民サービス向上事業も、もう何年間かやっとするはず。にもかかわらず、なぜ29年度においてこんな不適切な事務処理が複数見受けられることになったのでしょうか。

○委員長（大高下）総務部次長。

○総務部次長（門前）確かに今回意見書の方で、こういった御指摘を受けております。研修の方はですね、職員1人1研修ということで、平成29年度から全職員が研修を受け

まして、それで知識を身につけると同時に、意識付けですね、それと、これからどう改善すべきか、そういうところも含めてですね、研修の中で、それぞれが所管の中で、私、全部見ておりますけども、そういう中で、改善は、見られてきとると思います。ただ結果的にこういうふうな形で意見を頂いたということは真摯に受け止めながらですね、今後このようなことのないように、少しでも、改善していくということですね、職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）大変すばらしい答弁ですが、私が聞いたのは、なぜこんなことになったのか。不適切な事務処理が複数見受けられました。確か2ページ見たら、何だこれはこののが一杯書いてありますけども、原因はどこにあるんでしょう。1人1研修までやって、次長もよう見とって、にもかかわらずこういうふうな指摘を受けるというのは、どこかに原因があるはず。その原因が分からんにゃあ改善する訳ないでしょ。その原因はどこでしょう。

○委員長（大高下）総務部次長。

○総務部次長（門前）確かにこういったことが起きるということは、原因があるということで、これはやはり知識の不足というのもあろうかと思えます。それと、あとはそれに対するチェック、その辺のところですね、ちゃんと十分に至っていない部分において、こういった御指摘を受ける結果になったというふうに考えておりますので、今後につきましては、そういった知識を身につけると同時に、チェック体制を十分とっていきながら、こういうことがないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（大高下）ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）それでは、57、58、8目、コミュニティ推進費は、次のページも含まれます。多田委員。

○委員（多田）海田町の魅力PR事業で、観光に関するアンケート、取られておりますが、まずどういった内容で取られたのか。そこを。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）まず28年度に実施できなかったものを29年中にさせていただいております。まずあの、海田町を訪れる観光客の形態や動向について調査の分析をするために行ったものです。観光に関する取組や課題の現状把握し、今後の方向性の

基礎資料にするというもので、インターネット調査の方を実施させていただきました。まず、ターゲットを県内というふうな形で絞らせていただいてアンケート調査の方を実施しております。回答数が1,102件ございまして、主に総合公園であるとか、河川敷であるとか、そういったものの有効利活用についての問い掛けについてお答えいただいた調査でございます。

○委員長（大高下）はい、前田委員。

○委員（前田）瀬野川の河川敷の芝桜、憩いの場を作ったというが、実際の実効というのかね、二つ三つ言うけえ、ちょっとまとめて聞きんさいよ。こういう評価、実際にあんたから見に行ったのか、住民からか、散策する人からの、何かそういう正直言うて、これ、花、咲いとらんのおね、三つ四つ花咲いたけどね。まあ、お粗末いうかね、ほいでまた次やるいうんじゃろ。やらんでいいよ。どうなんか。どういうふうに認識しとるんか。なんか評価が入るとるかいうこととの、それ、やりっぱなしになっとるのか、また雑草と一緒にしてしまうんか、どうなんか、その辺をちょっと聞いてみたい。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）いろいろ御意見はあろうかと思えます。まず趣旨としましては、隣接しております安芸区との合同事業で、憩いの場を提供したいというような思いで継続して実施させていただいているところです。初年度につきましては、クラークの高校がございまして、クラークの生徒さんによるお手伝いいただきながら、2年目の29年度につきましては、自治会の御協力を得ながら植えさせていただいております。中には根づいてない部分もございまして、おおむね、かなり見事なところで咲いてるのも私ども確認しております。また草刈りにつきましても、職員が行って抜いてみたりとしたところもございまして、幸いにしまして今年度に入りまして、近隣の方から、是非、そういったボランティアの方をさせていただきたいというようなお声の方もいただいております。それに向けて、また継続して憩いの場の提供をとというような形でまた進めてまいりたいと考えております。

○委員長（大高下）前田委員。

○委員（前田）答弁はね、非常にすばらしいんじゃ、の。ほんまよ。何回行ってみたか知らんがの、何日、花咲いとったん、何輪、花咲いとったん。これはほんまの話、の。だからね、安芸区とのね、共同事業なのかどうか分からんけどね、雑草の花の方がよっぽどきれいなよ、同じようにぱっと咲いとってね。枯れて、飛び飛びのシートこそあれや

って、今言う、蜂の巣じゃないが、穴がいっぱい開いとる。何かお粗末じゃがこれね、これ以上言うてもしょうがないがの。何か一考する、あれ、例えば修理するとかの。あともう 20 メーターほど残っとるよ、30 メーターか知らんよ。あれについては、別個考える、引き続きまだやりたいような口ぶりじゃから言うとるんよ。何か一考する必要があるんじゃないか、どうなんか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、委員御指摘のとおりですね、中には枯れているところもございます。そういったものを継ぎ足しながら、また草刈りながらですね、少しずつ、そういったものを広げて、いわゆる魅力のエリアを拡大して皆さんの憩いの場を提供したいと考えております。

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本）今ね、非常にね、魅力ある、現場見ちよってないけえかどうか知らんのじゃが、今後ともやった言われるんじゃが、今後 29 年度予算じゃが、わし、これ、やられた成果はあまりない思うんよ。なぜかいうたら、災害でどの程度残っちゃうか知らんのじゃが、今後、方向性ちゅうものをもうちょっと変えていかなきゃいけないと、私は思うんよね。それ1点とね、海田町の魅力PR事業ちゅうものをやって、非常にええことを言われましたが、どれがどうだったか。はっきりというたら、あなた方も傷が付くけえの、途中でね、やめられた事業があるんじゃが、そういう観点に対してね、あまりこの 29 年度、やります、やります言うて、私もいろいろ聞いたが、そんなことをして何になるかいうて、いうてあれしたんじゃが、強行にやりますいうて、できんかったことがあるんじゃがの、やっぱり物事まちづくりいうものはみんなが見てからほうじゃの思うような事業をせないけんかったんじゃが、29 年度、この予算ではね、あまりそれが生かされていないと思うんじゃが、その点どう思われますか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）御指摘のとおり、まだまだ魅力づくりについては足りない部分もたくさんございます。これから作っていかなければならない部分もたくさんあるかと思っております。その中でも、いろいろ、途中経過などにつきましても御不明な点があるかと思ひまして、総務文教委員会などでもですね、丁寧な説明の方はさせていただいてるつもりでございます。また、できてない事業もございますが、いろいろ監査等でも指摘がございますが、政策において、まだもう一つ、そういったようなものが確立で

きてないのかというふうな崎本委員さんの同じような質問もいただいております。今年度 29 年中ではございませんが、30 年にはなりますが、そういったアクションプラン、行動計画などをつくりましてですね、その方向性、一定の成果が納められるようなものにしたいというふうには、考えて、今、動いているところでございますので、今、一度、もう少し温かく見守っていただければと思います。

○委員長（大高下）はい、前田委員。

○委員（前田）答弁は課長、恐れるけえ、先に言うとかよ、要らんけえ。一遍、暇があったら見ときんさい。蒲刈の橋を渡ったところよの、安芸灘渡って、蒲刈、すぐ右側に道の駅か何か知らん、売店があるよ。あっこの山の法面に、芝桜が、そりゃあ見事に咲いたよ。今行ってみ。全部枯れて一つもない。去年ぐらいから。だから、この今言う、あれもこうやってせっかく植えたんじゃけどね、あっちこっち穴があいたり、数えるほど花が何輪か咲いた。咲かんかったとはいやあへんよ。だから、結論は、しっかり考え。答弁はいらんいうとるんじゃけえ、ええがの、ただむやみやたらにやればいい、こんなもんじゃないと思う。

○委員長（大高下）はい、大江委員。

○委員（大江）この芝桜、昨年、以前も言ったと思うんですけども、この事業が、今、はっきり言いまして、3人の職員で、雨の日も芝桜の草取りにいつているのを見たり、いろいろしております。それと、今地域住民も、ここを自分らが協力、何人かで決まってしまうようにするからっていう声も聞いてます。で、これは、やっぱり3人職員が、この仕事の合間に行って雨の日も草を取ったりとかしている姿を見ますと、やはりこれは予算をもう少し増やして、やはりその地域住民が取ってやるという方が何か声を上げてます。ですから、その人たちに委託じゃないんですけども、やっぱり年間1万でも2万でもお茶代としてお願いするという形に予算を少し増やした方が無理がないんじゃないかと。予算じゃないけど、ごめんなさい、これ決算ですけども、これではやっぱりちょっと少ないんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、今の御指摘を受けまして、新年度予算につきましてもですね、道具であつたりですね、皆さんお手伝いしていただける方につきまして、何かサポートできるものがあればですね、お伺いしながら、そういったものも予算編成で反映させていきたいと考えております。

○委員長（大高下）小田委員。

○1番（小田）コミュニティ推進費の1番、真田会館管理事業についてですが、説明書の86ページ、2番の表の中で、人数なんですけど28年度から29年度にかけて、約177人も増えてるんですけど、これは何か理由があるんでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）真田会館につきましてはですね、地域の集会所の意味合いも持つ施設でございます。主に、稲荷町の自治会とか子ども会さんが使われる場合が多いでございます。ただですね、時たま、一般の方なども使われるというようなところもございまして、一般の方の利用が少し多かったということと子ども会の活動が少し回数が重なったということで、少し増えてございます。

○委員長（大高下）ほかには。富永委員。

○委員（富永）魅力PR事業の中で、83ページの定住フェア参加旅費ですけども、具体的には、この定住フェアの内容っていうのはどんなことをされているんでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、こちらの方なんですけど、主にですね、広域的な取組として推進しております。2回ほど実施しておりますが、東京の方に行きまして、有楽町の方にはございますが、広域的に、県のひろびろ広島くらしフェアいうものを、7月と9月にやっております。魅力ある県の政策とか、そういったものをPRしましてですね、是非こちらの方に移住していただくというような取組で進めているところでございます。毎年参加ございますので、一定の具体的な成果というのは見えてございませんが、広域的な取組としてですね、海田町の方も参加させていただいております。

○委員長（大高下）富永委員。

○委員（富永）課長さん、いっぱい動かれてものすごく頑張っているのは分かるんですけど、本当ですよ、目に見えてなかなか成果というの難しいかもしれないんですけど、この定住フェアでなかなか結果、見えないかもしれないんですけど、感触的にどういった効果があるかなっていうのは、傾向とかありますでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）まず魅力の施策としましても、まず、海田町を知っていただくと。そして来てもらう、住んでもらうというようなのをコンセプトとして挙げてはおりますが、主にですね、私が出向いていっての感触ですが、特に海田町の魅力もたく

さんあるんですが、認知度がまずないというようなところ、あと一番人気としてあるのが、どちらかといえば中山間地域によって、是非そっちに移住してみたいとか、特に都市型というよりか中山間地域の方にですね、興味がある方が多いというようには認識しております。引き続き海田町のPRを兼ねながら是非来ていただけるような方法を取っていきたいと思います。

○委員長（大高下） 富永委員。

○委員（富永） はい、住民活動センター管理事業で、説明書は88ページですけども、これ、28年度は19団体、29年度16団体とあるんですけど、どんな活動団体が減ったんでしょうか。

○委員長（大高下） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣） はい、すいません、すぐにではなかったんですが、ホットアニメとか、あと、そういったような団体の方が減っております。

○委員長（大高下） 佐中委員。

○委員（佐中） 企画部の中での、魅力づくり推進課、ちょっと位置付けがね、今までの事業、29年度から始まった訳ですけども、十分とは言えないと思うんよね。責任者の課長の方も、事業をやろうと思っても、なかなか制約があったりしてね。今までの海田町の魅力づくりのその魅力の延長ぐらいしかないと思うんでね、いろいろ努力しても、なかなか制限があって、できないような感じを、今、組織的に見て、あるんですね。だから、企画部の方で、それが、所管というかね、その枠の中にあるんですが、以前、合併問題のその以前のときの海田町のどういうん、活力というか魅力というのはね、フェスタひまわりというような1日に3万人も4万人も集まるようなそういう計画がなされて、それに向かって全町民、周辺の町民とかね、それから、いろんな、どういうん、イベントの中身、もう、中国地方の大会であるとか、あるいは広島県のそういう選手権のそういう競技大会とかね、そういうふうなのがあって、当時はかなりのどういうん、勢いがあったですよ。今はまあいろいろこの事情もあったり、経済的な状況もあったりね、あるけれども、やはり、全町民が心がうきうきするような、あるいは災害があったから物心両面にわたってのそういう援助よね、で、どっから見ても魅力のあるというようなね、海田町、町長は、盛んにこの子育ての問題とか、いろいろこうやります、それも含めて、第4次の総合計画の中にも触れるかも分かりませんが、そこら辺のことも含めて、町民が若いも若きも一緒になってまちづくりができる、年1回、そういう

ようなね、今、それに近いのは七夕がそうかもしれませんが、その輪をもっと広げてね、やるような、そういう方法はできんだろうか思うて。まずね、この魅力づくり推進課の位置付けが、企画の中の一部で、対象が自治会が中心であるとか、あるいは西国街道のそういう歴史のとことか、あと、諸々、今言われた芝桜の問題もあるんでしょうけども、思い切ってそれやる必要があるんじゃないかなという、まあ、感じるんですよ。それはどうなんか、企画部長か、それ以上の町長か副町長の方が答弁がしやすいうかね、どう考えておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（大高下）企画部長。

○企画部長（鶴岡）魅力づくり推進のことでございますけれども、専門の部署を設けて、企画部の方で所管をさせていただいております。海田町でのいろんな魅力、なかなか発信できてないところもございますので、企画部の方で町内の魅力を改めて見直し、それを発展をしていこうというものでございます。なかなか、これというものもなくでですね、結果も出ておらず、本日も皆様からいろんな御意見をいただいておりますけれども、こういった取組は、なかなか短期間で結果が見えるようなものでもないのかなというふうにも思っております。これは、ちょっと少し継続させていただきながら、役場がどうこうというよりは、何かこう役場がきっかけとなってですね、いろいろ活動をして、町民の皆様にも協力もいただきながら、町全体で盛り上げていくというのが、こうした魅力づくりというところにもなってこようかと思っておりますので、こういった取組を継続して続けていきながら、成果の方を出していきたいというふうに考えております。

○委員長（大高下）佐中委員。

○委員（佐中）今までの延長であればね、また同じこと繰り返すというように思うんよね。

やっぱ思い切った施策ね、町民から見てもあっと思うようなそういう魅力のあるようなね、どういう企画やそういう計画、事業というのがね、あってもいいんじゃないかなって言うように、私は思うんです。私、一般質問の中で、時間がなかったつけえ、あんまり詳しくは言わなかったけども、魅力づくりと併せて防災センターみたいなもんがね、私、必要ではないかなと思うんよ。議員が石巻に、全員が行ったんですが、そのとき命が助かったというのは、日和山という山があって、町長も一緒に行かれましたけれども、あそこは神社じゃったんですけれども、私、今の串山とかね、そういう、当時、私、議員になったときに、あそこを公園にしようというのがね、一時あったんです。ところが、個人の所有の問題もあったり、総合公園の計画が出てきて、それが、途中でやめたとい

うのがあるんですが、むしろ、そういう魅力づくりと防災センターを兼ねたようなね、まちづくりを、例えばの話が、今の串山城のところを、町が一括してね防災も含めてそういう海田町の魅力づくりのそういうセンターにしたというようなやり方が、一般質問みたいになるから、あまり決算について言いたくはないけれども、しかし、今のままの延長ではね、ちょっと、私は、あんまりどういうん、ぴんとこんというかね、ようなんですが、町長どう思われますかね、そういう問題については。

○委員長（大高下）はい。町長。

○町長（西田）魅力づくりの件でございますが、いろいろと先ほど佐中委員の御提案等もですね、中ではいろんな形で考えてはきておりますが、即効性のあるものですね、なかなか打ちにくいところがございます。ある程度継続しながら、その歴史をつくりながら魅力がきちっと発信できるようなことをですね、しないと、またやったは終わったじゃないかという批判も当然出てくると思いますので、そこをですね、十分考慮しながらですね、議員の皆様からいろんな御指摘を受けましたので、そこらをですねしっかりと今後は組みながら、しっかりと魅力づくりが発信できるようにですね、努めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（大高下）はい、住吉委員。

○委員（住吉）コミュニティ推進員の次のページも含むということなんで、自治会連合会運営補助事業、確かに自治会にとってみりゃあ、金もらってありがたやありがたやという事業でございますが、ただ、結局これ成果に関する説明書の 89 ページ見ると、自治会活動の活性化及び地域力の向上につなげることができましたと言いながら、やはりこの間議会と自治会長の意見交換会でも、やれ負担が大きいじゃあ、やることが多いじゃ、加入率が低いじゃという意見が出てくるんですよね。私自身も、長年自治会長やってきて、何か負担が減ったか、加入率が増えたかいうたら、全然です。役場の方で、転入者に自治会に入りましょうというチラシを渡しているんでしょうけども、それ見ましたいう声は聞かないです。ワンルームひっくるめて 500 世帯ぐらいありますけども。負担が減ったかいうたら、全然分らん。相変わらず自治会長これやれあれやれ、書類がいっぱいやってくる。その辺、29 年度において、お金の面でも補助はしておりますが、自治会の活性化、地域力の向上、こういった取組をされましたか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、いろいろ自治会長の皆様方にはですね、御迷惑とか

御無理を今言ってるようなところで、大変心苦しく思ってるところでございます。加入率のことも先ほど言われましたが、実は、確かに加入率も伸び悩んでいるのは事実でございます。これは海田町に限らずですね、全国どこの自治体も同じような状況であると聞いております。転入者につきましてはチラシ配付とか広報でPRの方はしているところでございますが、うちの方にもこれとって具体的に、すぐ即効性のあるものがないのも事実です。ただですね、中にはですね、是非加入したいからというふうな電話の方もですね、数件はいただいているのも事実です。そういうふうな方々ですね、認識していただけるというような方をどんどん増やしていければなどは、現在のところを思って、活動の方はしております。また、具体的にですね、自治会に、どういうふうな活性化とかというのは、具体的でございますが、寄り添う形ですね、この度の災害に含めてもそうなんですけども、何を支援すればいいのかというようなところをまず第一に念頭に置きながらですね、寄り添う形でニーズにお応えしていくっていうやり方を、今現在進めておるところでございます。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）寄り添っていただけるのはええことですが、負担が大きいという声に対して、どういった29年度取組をされましたか。そのための意見が今まで何度も聞かれてるかと思えます。ただ、今7年目か、全然負担減りません。やっぱり。その辺どういった取組がなされてきたんでしょうか。ちゃんといろんな自治会長からそういった声を聞かれてるかと思えます。それ、ほっぽらかしにしたら、それは自治会の活性化なんてないでしょう、その辺どういった取組を29年されましたでしょう。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）御指摘のとおりですね、自治会に冒頭でも言いましたが、求める負担割合ですが、確かに大きいものだと感じております。今、自助、共助というふうな形で公助というふうなものもいろいろ言うてはございますが、その地域などに求める割合も非常に高いというのが現実になってきております。その中でですね、できるだけ御無理がないような形をお願いしているとは思いますが、中にはかなり負担を強いられるから、もう、どうにかしてほしいという声もないことはございません。確かに委員の方がおっしゃるとおり、地域からのそういった声も聞こえております。この辺りも整理しながらですね、どういうふうな形が一番御無理がないのかというようなのも、整理してですね、反映させていきながら進めていければなどは思っておりますの

で、もう少しお時間をいただきながら、注視していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）ついでにもう1個、あとほかにこういった意見を聞かれたことはあろうか  
と思います。会長のなり手がいない、役員のみ手がいない。会長のなり手がいなかったら活性化どころか、解散しますよね、自治会が。現に堀川は解散しましたし、そういったことに対する取組というのは29年度は何かなされましたでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）御指摘のとおり、今、なり手不足というのも、実際加入率と同じ状況でございます。順番制でなっているとともあればですね、あとは、指名というふうな形になっているところもあるとは聞いております。具体的な取組もですね、地域によって課題もございまして、事例も違ってまいります。これというふうな切り札もございませぬので、この辺りはですね、地域の方々の意見を聴きながらですね、何が有効的なのかと。役場でできることは何かというようなのを聞きながらですね、そういったようなサポートしていければと思っております。

○委員長（大高下）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）はい、では、次に行きます。59、60全と、13目、町民サービス費は次のページも含みます。多田委員。

○委員（多田）防犯カメラの件ですが、昨日も渋谷のハロウインの問題で防犯カメラの結果、逮捕に至ったというのがありました。うちの町では、防犯カメラの映像を29年度警察の方に提供した数、分かれば願いたします。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）防犯カメラの画像提供の方が警察の方にした事例はございます。29年度につきましては、86件の画像を海田警察の方に提供しております。

○委員長（大高下）ほかに。前田委員。

○委員（前田）それで、今の続きじゃけど。86件の提供、実際それで、実入りというのか実効があった、どうなんか、それで、ちょっと枠から外れるんだけど、この間も1か月ほど前に、もうちょっとなるかも分らんが、三迫の不法投棄、知ってってじゃろう思うが、これにカメラが、どういうんか、威力を發揮したというか、どうでもあっこ

を通らにゃ行かれんじやろう思うけどね、言うてる意味が分からにゃ、また後いうが、分かるじやろう思うが、ということと今後の設置計画、予定というのか、3点。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）画像提供したその後の、多分、検挙につながったか、どの程度つながったかということの御質問だろうと思いますけども、そこについてはごめんなさい、まだ警察の方から画像提供したものが何件というような情報の方はいただいておりません。それから、三迫の不法投棄の件でございますけども、この分については、役場の方で三迫の循環バスの停留所のどこにありますので、職員がその情報のあった時間帯をずっと見てみたけども、申し訳ありません、夜中だと、車のヘッドライト等は分かるんですけども、車にどの程度の荷物が載っててというような、ちょっと詳細のどこまではちょっと分からなかったというのが、現状でございます。それから、今後のカメラの設置についてでございますけども、これまでもいろいろ一般質問でいただいておりますが、一応町内に主要道路に配置したものと考えております。今後、町内の交通事情、それから公共施設、民間施設の配置の変更等々あったときに、海田警察等の関係機関と協議をしまして、どこに配置するのがいいのかとか、そういうことも含めまして検討していくものと、そういうふうに考えております。

○委員長（大高下）前田委員。

○委員（前田）なんかね、そこらがわしにはとろくさいが、二言目には、警察じゃらなんじゃら、他力本願、町が率先しての、何かこう、要するに、抑止効果もある訳よ。だから、団地は、知ってか知らんか知らんが、あっちこっちに随分新しゅうできたりね、それと、部分的に見たら動線が非常に複雑というか、だから、カメラでいう死角がね、ものすごく多い、そういうところが出る訳よ。だから、台数今のような、86件提供したけども、実効は分からん。警察もいい加減なもんで、お世話になりましたおかげでいうぐらいの、それぐらいの連絡、させんさいや。職権で、ぐちゃぐちゃ言うてから、都合が悪かったら権力でひっぱり回しといて、あとは野となれ山となれ、の、そんなものに協力できるか。だから、あと実効をちゃんと報告してこい、これぐらいね、やっぱりこっちも威厳を持ってやらにゃの。なめられとるよ、そんなもの。警察だいうて恐れることないんよ。悪いことせんじやあ恐れることないわ。それから、言うたように動線が変わってきている、複雑になつとるから死角が多いんで、やっぱり、普通に平面的に考えてね、他力本願みたいなことを言うてるようじゃあ、だめよの。ほんで今のように、夜じ

やったけヘッドライトで写らんかった。やったら何かその辺のことを考えにやいけまい。わしには分からんけどね。そういうのは、後から写すんか前から写すんか、いろんな分析装置もあるだろう思うけども、そりゃあまあその辺になると、捜査は警察の段階じゃからね、抑止効果を含めてやっぱりね、年間、極端な言い方すると、年間1台ずつでもいいよ。それぐらいしてね、どんどんあっちこっち、そういう団地ができとるんだから、そういう入り口とういうんか、しっかりそこらの計画、もう1回聞きたい。それで、さっき言ったように、警察にもある程度実効の聞かしてもらわな、話ぐらい。中身でどのだろべえじゃそんなこと言うとするんじゃないんじゃ。どうなんかその辺。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）最初の検挙率等のデータについては、できる限り求めていきたいと思えます。それから、カメラの設置につきましては、当然予算も掛ってまいります。そこら辺も含めまして、どういうふうなことをするのか、最初に申しましたように、海田町の交通事情であるとかそういう変化が起こるまで待つのか、そこらも含めまして検討したいと思っております。ただすぐ、来年度じゃ何基付けるとかということについては、今ここの場で申し上げることはちょっと難しいものと思っております。

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本）私は思うのに、あなた方はね、やっぱり研究が足らん、わしは29年度防犯カメラのあれでも、同じようなカメラをね、こう向けて撮るカメラをやったってね、一定のところしか撮れてない訳よ。今のカメラはね、海田町が付けちよるようなカメラはもう時代遅れなんよ。今の、こういうふうなカメラは180度、360度写るんよ。例えば道路のところ付けたら道路の反対側か幅広く300メートル前後、500メートルぐらいまで、今、望遠で写る、こんだけのもんで写る分がある、少々高うてもね、そういう有効的な分を付けられたらね、私は、いざここで事件か何かあった、火事があったりしてもね、私はすぐ分かる思うんよ。時代の流れやってね、町29年度の予算で、こういうことは反映されてない思う。あなた方、見てみ、防犯カメラを付けました付けましたいうて、昔いうちゃあ失礼か知らんが、初期のカメラを一方方向を向いて撮る、カメラしか付けてないでしょう。ね、最新的なやっぱり時代、時代の流れでやってね、30年度も、29年でそういうことが生かされてないから、ね。生かされてない思うんじゃろう。ほじゃけえ、今後、考えるそういうことを考えてやる考えがあるかないか。29年度予算を反省して、今後、その先端に行くような考えでやる気があるかないか。

- 委員長（大高下）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）次に整備するときには、当然議員が御指摘のように、もうものすごくカメラの性能、記憶媒体も含めて、能力が向上しておりますので、当然最新のものといたしますか役に立つものを導入するべきだと、そういうふうと考えております。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）町民サービス費で消費生活相談事業、説明書の103ページございますが、相談回数が28年度32回だったのに対し29年度80回と激増しておりますが、これは、どういった理由が主なものでしょう。
- 委員長（大高下）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）平成29年の12月から30年の1、2、3、4ぐらいにかけて、法務省を語る架空請求のはがきが、町内に多量に出回りました。これの相談というのがこの3か月ぐらいで激増したのが理由でございます。
- 委員長（大高下）はい、住吉委員。
- 委員（住吉）町民サービス費、次のページへ続くというので、町内循環バス運行事業、説明書を見たら、28年度から29年度差引き、利用者が3,000人も減っておりますよね。これは理由は分かっておりますか。分かればその説明を願います。
- 委員長（大高下）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）平成29年度につきましては、一部ルートの延伸をしております。それが、基本的には減少に少し影響したものと思っております。三迫地区の方につきましては、その区間だけをとらまえますと、乗降者数は伸びております。ただ、海田市駅初の右回り左回りの時間帯が、例えば、11時に右回りであったのが左回りに変わるとか、そういうふうなところがあって、一時、大きく、お客が離れたものと、そういうふうに分析をしております。
- 委員長（大高下）はい、岡田委員。
- 委員（岡田）マイナンバーのシステムのことでお伺いしますけれども、毎年1,000万近いお金で整備されるんですけど、この中にですね、セキュリティのそういうふうな関係の整備みたいなのはされとるんでしょうか。
- 委員長（大高下）総務部次長。
- 総務部次長（門前）ただいま御指摘のありましたマイナンバーに関するセキュリティの関係ですが、これは個人が特定できないように、特別な符号を付けて、いわゆる中間サ

ーバーというところを通るんですが、そこを介して、そこで個人が特定できないというのがありますし、そもそもそういった、一般のインターネットとは完全に分離してやっておりますので、情報漏えいがないような仕組みになっているところでございます。

○委員長（大高下）岡田委員。

○委員（岡田）よく分からないんですけど、普通のほかの、今、一般の企業でもマイナンバー出してくれと言って管理をしておるんだけど、それと、今、この前 29 年じゃなかったんだけど、フェイスブックが漏れたでしょう、情報がね。フェイスブックの会社の。ああいうふうなところの、漏れるから、そういうふうな情報漏えいというかそれをそういうふうなのは、このシステムの中に、国から来るお金なんでしょうけれども、そういうふうなのはどうかというのをちょっとお伺いしたんですけども。

○委員長（大高下）総務部次長。

○総務部次長（門前）今御指摘のあったフェイスブックと、これについてはインターネットとかですね、そういった、一般の方が使うようなところとつながっておりますが、この、マイナンバー、いわゆる情報系につきましては、完全にそういったものとは分離されておりますので、まずそういうことがないような形、システムになっております。それに加えて、先ほど申し上げましたように、特別な符号で個人が特定できないような形でですね、そういった、何重にもセキュリティが強化されるような形のシステムになっております。したがって、そういった情報漏えいの心配はないというふうに考えております。

○委員長（大高下）岡田委員。

○委員（岡田）でも、ほかの自治体とはやりとりする訳でしょう。これ使ってね。だから、そのところが本当にそういうふうになつとるんかどうかというのがね。だからの符号でどうのこうの言うても、どこの企業いうか、大きな官庁でも、警察とか自衛隊でそうになつとるんだけど、それが、何か、いとも簡単にほかの所へいってしまうというふうな、今そういうふうな時代だと思うんですよね。だからそれがどうなつとるんかというふうなので、多分それは、そういうふうなことにならないような格好で、国の予算をここに入ってるんだろうけども、その辺のところはそういうふうな対策の費用いうんかが、あるのかなのかいうのを伺いたいんですけどね。

○委員長（大高下）総務部次長。

○総務部次長（門前）若干ちょっと繰り返しのところがあるんですが、今回のシステ

ムで言いますと、個人情報系のものと、あと、さっきおっしゃっておいりましたそれぞれの役所ごとの使う、業務系のものと、さらにはインターネット系ということで、三つに、これは国の方針で三つに分かれたということで、こういったマイナンバー制度の導入に際してですね、国の方で情報セキュリティを徹底的にやるということで、三つに分離した上で、更に個人情報系には、そういったものが接続されておきませんので、先ほどおっしゃいました警察とかそういったことで、一部そういうことがあったじゃないかというふうな御指摘がございましたが、業務系とは全く別の形ですね、分離されておきしますので、そういったシステム改修に関する補助とかそういうものについては、国の方から補助を受けながら、各自治体ともですね、適正に整備しているというところでございます。

○委員長（大高下）いいですか。ほかにありませんか。はい、宗像委員。

○委員（宗像）下の方の諸費の中で過誤納還付事業ってというのは、これ中身なんですか。多分、税金の還付金かなという感じがせんでもないんですが、そのほかであるんですか。

○委員長（大高下）税務課長。

○税務課長（近森）はい、税金の一つなんですけど、この中の主なものが、自動車関連製造の方が、どういうたらいいですかね、前事業年度の確定申告法人の税額を基礎として中間申告法人税額を支払ってたんですが、その後の当該事業年度が確定しまして、その確定申告により払い過ぎたということが分かりまして、還付したのが主なものと、あとは個人的なもので税額変更等の払い過ぎにより還付するといったものでございます。

○委員長（大高下）はい、宗像委員。

○委員（宗像）税金の関係ね、これ、ちょっとすいません、私も何年も書類見ておきながら気付かなかったんですが、総務費の諸費の中で出していいんですかね、これ税務の方で処理すべき案件じゃないかな。費目の問題です。これはそれ以上言いませんが、そういうことをちょっと頭に入れていただければと思います。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）では、暫時休憩します。再開は10時40分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時34分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~〇~~~~~

○委員長（大高下）休憩前に引き続き委員会を再開します。61、62 ページ、3 項、戸籍住民基本台帳除く全て。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）はい。63、64、4 項の選挙費。はい、岡田委員。

○委員（岡田）先ほどの続き、ちょっとマイナンバーのことを伺いたいんですけども、いや、ここに一番上の、あれでいいでしょ。

○委員長（大高下）福祉保健部です。選挙費、4 項の。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）65、66、3 款の民生費を除く全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）ページ 79、80、中段 2 目、環境衛生費のうち、備考欄の 1 番、2 番と、3 目、公害対策費、富永委員。

○委員（富永）環境衛生事業の中の説明書 188 ページですけれども、衛生環境意識啓発事業の中のその他っていうのは、内容はどんなものがあつたんでしょうか。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）清掃に使うほうき、それから、蜂駆除スプレー、それから、コンクリート用接着剤、そういった、諸々の消耗品でございます。

○委員長（大高下）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）81、82、5 目、予防費のうち、備考欄 1 番、野良犬野良猫対策事業と次のページの 19 番、犬の登録事業。宗像委員。

○委員（宗像）がん検診事業、207 ページに受診数が向上したとありますが。

（「違うよ」と呼ぶ者あり）

○委員（宗像）あ、すいませんでした。

○委員長（大高下）ほかに、大江委員。

○委員（大江）野良犬野良猫対策事業、こちら 198 ページですけれども、18 台、貸し出しを行い、被害の軽減を行うことができましたって言いますが、これは貸し付けたままなんでしょうか。それとも、どうなんでしょうか。

○委員長（大高下）生活安全課長。

- 生活安全課長（脇本）基本、一月を単位として貸し出しを行っているものでございます。
- 委員長（大高下）はい、崎本委員。
- 委員（崎本）ちょっと聞いてみるんじやが、わしゃ、今頃野良犬ちゅうものを見たことがないんよの。いや、ほんま言うて。で対策で、これは何を買われたか、ちょっと、そこら、お願いします。
- 委員長（大高下）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）これ、これにつきましては、家の庭等に侵入をしてきて糞尿をする猫を追い払う超音波を発生する猫除け機というものを購入いたしまして、町民の皆様へ貸し出す事業をはじめさせていただいたものでございます。
- 委員長（大高下）ほかにありませんか。岡田委員。
- 委員（岡田）それで、貸し出して返してもらって訳だけでも、町民の方から、効果があったとか何とかいうふうなことは、どういう成果いうのか効果はどういうふうになっておるんでしょうか。
- 委員長（大高下）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）今回貸し出すに当たって、アンケートの御協力をお願いしました。アンケートをしていただけない方もあったんですけども、これまで貸し出しをはじめて、この、30年の9月まで、9月までの集計で11人から御回答いただきまして、今後も使用したいと言われる方が10名、それから使用したくないという方が1名、それから効果があったと言われる方が11名、なかったという方が2名、複数回答された方もおりましたけれども、おおむね効果が出たものと、そういうふうと考えております。
- 委員長（大高下）ほかにありませんか。はい、佐中委員。
- 委員（佐中）野良犬は別として野良猫の問題で、なんで見たんか知らんが、回覧か、何か町指摘した問題で、猫についての保護の欄が、指示というかね、捕獲してもいけないとかいうようなのがありましたけれども、非常に野良なのかどうか、個人で持ち主がおるのかどうか分かりませんが、非常に迷惑をしておるんですね、その対策は、今、どのように考えておられるんですか、お尋ねします。
- 委員長（大高下）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）猫につきましては、犬と違って、犬につきましては狂犬病予防法で野良犬については捕獲対象になりますが、猫については、基本的には保護対象といえますか、捕獲機等で捕まえることは動物虐待につながるということで、できない。です

から、ちょっと言い方は悪いですけども、少し野放し状態になっております。町民の方が、家に侵入してきてうんこしっこで困ってるというところでございましたので、これまでは、猫に餌を与えないでくださいとか、飼い猫はなるべく家で飼いましょうとかっていうリーフレットを出してきたところでございます。ただ、それでもやはりなかなか効果が出ませんでしたので、この平成 29 年度で、超音波発生機、猫を物理的に遠ざけるといいますか、入ってこないようにすると、そういったものも購入してですね、町民さんの被害軽減に取り組んでいるところでございます。

○委員長（大高下）佐中委員。

○委員（佐中）一般質問にもありましたけれども、海田町の美化条例、これはね、私、提案をして、もう 20 年ぐらいになるんですけども、これが元じゃったんですよ。美化条例の作成をする。猫が、近所の猫ですけども、もう、うちの周り、いっぱい汚してね、大も小も汚染をして困るから、私、保健センターから捕獲器を借りて、餌を入れて取って保健センターへ持っていったら、あと、動物愛護協会の会長の方から、怒られた、怒られた。わしよりも猫の方が優先するんじゃないから。で、もう、私も、怒ったよ。20 年ぐらい前の話よ。だから、海田町の美化条例を私が提案した。ところが、罰則は論議、こないだ、あったように、公表が、一番、最大の罰則なんですよ。だけれども、野良なのか家庭で飼って餌を与えて、そういう位置付けになつとるのかどうか分かりませんが、しかし、その付近の人は、ものすごい迷惑しとる。特に私は猫が嫌いですから、犬は大好きです。そうするとね、やっぱり、そこら辺は、今の法の下でいろいろ規制があるんかも分かりませんが、快適なまちづくりという面から見ると、非常に不愉快なまちづくりになってきておるんですよ。で、そういう場合の飼い主のモラルの問題であるとか、あるいは自治会を通してのそういう対策というようなね、そういう問題は、どう考えておられるのか。私、非常に不愉快で、もう、家の周り全部コンクリートにしようかなと思って対策をしたんですけども、コンクリートの上でもする、やる、大も。もう、手の打ちようがないというのがね、あつて、最近でしたよね、今、回覧か何か私見ましたけれども、猫はそのまま、広報かなんかで見たけども、これ、やりようがないなど、どうすればいいのかなというふうな、そういう感じを受けておるんですが、どう考えられますか、お尋ねします。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）ちょっと繰り返しになりますが、これまでも飼い主のモラルであ

るとかそういうところを啓発してまいりました。少し実効力のあるものというところで、超音波発生機の購入もして貸し出しをしました。今、うちの方が広報に力入れているのは、地域で野良猫を、何て言うんすかね、管理するといいますか地域猫活動というものの周知も併せてやっております。どうしてもちょっと法律で猫を捕まえていいとかそういう法律がないものでございますから、いわゆるそういったものをミックス、合わせてですね、今後も引き続き対応させていただきたいと、そういうふう考えております。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に行きます。83、84、下段1目、清掃総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）85、86、5款、労働費まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）はい、87、88、7款、商工費。富永委員。

○委員（富永）海田町の魅力づくり推進事業の中でですね、創業支援事業とあります。これ3件、創業の補助金を交付したということで、この3社の内容、どんな業者だったんでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、3件ほど補助の方をしております。1件目が、八剣伝の南本町支店でございます。こちら焼鳥屋さんでございます。あと、エムズという会社なんです、こちらフロランタンの製造をされております。シフォンケーキの店でございます。あと、ジャパンハイブリットサービスといいまして、こちらの方なんですけれども、高齢者のブレーキの踏み間違いっていうふうな装置の方を製造販売するというようなところの業者でございます。

○委員長（大高下）ほかに。富永委員。

○委員（富永）次のページの、説明書の商工会の252ページの商工会の支援事業の中の創業支援事業と、被ってるってことはないんでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）実はですね、リンクさせたような形で御案内の方させていただいております。もちろんこの事業を推進するにあたりましては、商工会のお力を借りなければ、到底、役場だけではできるものではございません。有効的なそういうふう

なりリンクを張るということですね、創業支援をしまして、初年度ですね、どういうふうな対応すればいいのかとか、あと具体的に営業までのプロセスをどういうふうにすればいいのかというような創業支援の塾をですね、積極的に受けていただくというような形で、このようなダブルですね、サポートしていければというようなことで推進しております。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。前田委員。88 ページ。はい、全部大丈夫です。88 の商工費。

○委員（前田）商工会よ、これ、過去もずっと言うて来とるが、真ん中の方に負担金、交付金いうてあるんだけど、ばらっと1億何がしかある訳、ちょっとこれ簡単に、言いたいことも一杯あるんじやが、中身、ちょっと簡単に説明してくれ。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）一つは負担金です、信用保証協会、そちらの分担金、あとは補助金でございます。安芸商工会に対して750万、特産品開発で200万、そして例年行っております融資の方です。こちらの貸付金として200万円というような形です。

○委員長（大高下）前田委員。

○委員（前田）どこらに、商工労働の3,000万、全く関係ないいうが、今の数字、ちょっとよう分からんのよの、分担金、交付金、商工会750万、予算の時に言やあ良かったんかも分からんが、毎回、これつまみ銭で増えとるよの、500万円になったり、いっとき300万円を、だんだんだんだん、近頃、増えてきておる。ここで言いたいことは、この750万、本当はまだ言いたいこと一杯あるんだよ。一億の中に、700万、250万消えたって、1,000万ぐらいにしかならんが、あとの9割はどこに行っとるんかということじゃが。何の負担をしとるのか、貸付が3,000万あったとしても7,000万ある。1億1,000万だからの、約。あちこち言うとったら分からんようになるけえじゃが、まず、商工会の750、どんどこどんどこ、つまみ銭で、ついでじゃけえ、災害を悪者にするんじやないが、いろんな銭がいるのに、で、船越かどこやらと合併したいうて、いつも言う、構成率は、もう既に50パー切って、45パーもないような状態になっとる。会として成立しとらんようなものに、どんどん増やすいうその理由は何なのか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）御指摘のとおり、いろいろいただいとるところでございます。確かに商工会の加入率というところを見ますと、50パーを切ったような状態で御報

告をさせていただいておりますが、その内容につきましてはですね、いろいろ、なければならぬというような活動で商工会にお願いしているところもございます。また、全般に言いましても3町で合同でやっているところがございますので、何分、海田町だけではないというような事業も入っておりますが、その辺り、今回の災害にしましてもですね、グループ補助金など、商工業者の方にも被災がかなり甚大なものがございました。先頭に立って、今、現在も、商工会の方が尽力してくださっているところもございます。やはり、このまま引き続きまして商工会というようなものをですね、サポートしながら進めていければなど、今、考えているところでございます。

○委員長（大高下）前田委員。

○委員（前田）言われること分かるが、会として成り立たすためには、そのために会費を取っとる。これは何の会も同じことよ。そこへ、商工会だけが750万、しかも、それが、100パーセント人件費、何のために、こういった、成り立たんような会を作っとるんかいうて言いたい訳やの。もうやめればいいよ、そりゃあ。そんなものを、なんで、の。過去、ずっと言うてきとるんじゃ。商工会、商工業の育成、育成じゃあ言いながら、加入率というのか、それがもうどんどんどん下がって、みんな、店をやめてしもうとる。挙句の果てが、サティか何か知らんが、大反対して、皆さんがそこに入って商売したんだけど、それもなくなってしもうとる。ずっともう海田町の中の商工業は斜陽の一途を辿っとる。一考する考えはないのかどうか。一般質問になるけえ、まだ言いたいんじゃが。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、御指摘のいろいろ商工振興に対しての御質問でございます。今、サティのところが出てきておりますが、実際には、行政報告のところでも御説明をさせていただいております。大規模小売店舗に係るものに、駅前ハローズ、あとは今のサティの方の跡地にですね、今マックスバリュの方が建とうとしております。やはり、商工振興につきましてもですね、工業の方もバイオマスパワーであったり、いろいろ地道ではございますが、少しずつ活気が出てきているところでございます。これとって、また、会員の構成の方もですね、いろいろと御指摘はあろうかと思えます。750万円が全て人件費ではないかとかいう御指摘もございますが、いろいろ様々な事業を商工会でもやっております。そうですね、今週末にはですね、カープのトークショーとか、そういったものも、スタンプラリーの結果で開催する運びには

なっているんですが、そういったものも、かなりの事業費がかかっているところがございます。全てが人件費ではないというところをですね、もう一度御認識いただきまして、また商工振興につきまして、いろいろと御協力いただければと思っております。

○委員長（大高下）前田委員。

○委員（前田）全てが人件費であるかないか、逆にあなたの方で確認してこい。の。わしはもう 100 パーセント、ほいで、今言う斜陽の一途を辿るとるいうの、間違いない訳よ。で、ハローズが来るじゃ、それは一種の企業がもってやっとするだけで、地元商工とは何の関係もない。そういういかげんな言い方しちゃいかんよ、大店舗は来て、ぽっと持って行って。その中に、テナントはどういうふうな、募集するのか、わしは知らんけども、おそらく地元の店舗は入らないと思うよ。だから、その中に、例えば、エブリイか何か知らんけども、いろんな、魚屋も八百屋も何もあるけども、その中に、地元の魚屋が入って商売しとるのか。そうじゃないだろう。だから、マックスバリュかなんか、大店舗が来て、かささらっていくだけの話じゃ。何の役にもたつとらん。一考する気はないのかいう返答がないのよ、これは。御理解願います。理解できんけえ言うとする。一考する気はないかというて言うとするんよ。どういう答弁をしてくれよるん。再度お願いします。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、言葉足らずと説明不足のところでは誤解を招いているところではございますけども、何分そういうふうな、大店法に基づく店舗が出てきたときもそうですが、できるだけ町内業者とか、商工会の方を使っていたきたいというようなお願いは、届け出があったときには必ずするようにはしております。ただ、民間が行われることなので、それ以上、過度に私どもの方が言うこともできないのも事実でございます。それによって、また商工業が衰退するというようなところも、一部そういった御意見があるかとは思いますが、その辺も商工会と連携をしながら、何が、一番ベストなのかベターなのか、相談しながら行っているところでもございます。商工業者の方もですね、いろいろ頑張られているところもございます。その辺りも、役場として何かサポートできないかというようなところも、御相談しながら進めているところでもございます。この辺りのところも御理解いただければと思っております。

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本）あのですね。私は、別に商工会どうのこうの言うんじゃないんじやが、

昔の商工会じゃったら、海田町独自の商工会じゃったら、700万、750万でもあげられても、海田町のために、いろいろ商工会の活動もできたんです。だから、この750万、あるいは1,000万、貸付やなんか、今のあれ、これはこれで、どういうふうに活用されたかいうて、これ、あれじゃから、今からのことじゃない、29年度じゃから、例えばね、これから坂と船越と海田町と、商工会、海田町が700万、船越なんか少ないんじゃが、これ平等に活用しよるんよ。だから、私はね、750万円を例えば500万にしても、商工会文句出んはずよ。の。そう思うんで。商工会員は商工会員で、わしらは毎年、1万8,000円やちよる。商工会そのものがね、衰退しよるんよ。わしも、理事やめて、相談役にもなちよるんじゃが。だんだんだんだん衰退しよるんよ。で、29年度、まだ、活動、大変あったんじゃが、今度、規約も変わるんじゃが、あなた方は知ちよるか知らんが、海田町からの商工会理事でも何でも、だんだん少なくなってきたよるんよ。枠が縮められて、たんだん少なくなっていくのに、何で海田町だけの、こんだけやって、だから、わし、ここの貸付なんかでも、海田町の商工会で貸し付けを、借りい借りい言うたって、商工会、海田町、まあ、多田さんもおってんじゃが、だんだんだんだん会社、商工会、やるもんも少のうなってく、29年度なんかでも会社が半分倒産しちよる訳よ。海田町の。商工会の貸し付けでも借り入れるもんが少のうなってきたよる訳。あなた方は知ちよるかどうかわらんが、現実ちゅうものは、わし、教えてあげるんじゃが、はあないよなったかの、南口に看板をずっと建設業界で、あそこ看板5万円かなんぼかで看板をかけた、もう、あの、ないようになったんじゃが、まだあった時分よ。3分の2が倒産したん、の。建設業界や何じゃかんじゃ、うん。そういうことであって、だんだんあれやから、29年度もね、少のうなちよる訳よ。で、坂や船越、の方が多くなってきた、何で海田町が、わし、いつも言うんじゃが、出してもろうてあれじゃが、出して、果たして、商工会が喜んじよるかよ。で、1,000万、1億か、貸付け出しても、1億で借りて、1億じゃない1千万か、1億じゃろ、1億貸付けのそれを有効にして会社が成り立って、会社がどんどんどん、海田町のために貢献しちよるような事実が、実際29年度、あったかなかったか、ちょっとそれ聞いてみよう。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）融資の件の御質問だと認識しております。中小企業の融資預託金でございます。こちらの方が、平成29年45件というふうな形で書かせていただいておりますが、平成28年度が38件でございます。若干伸びてはおりますけども、

この辺りも、これが全てではないと思っております。これに絡めたような形で、プロパーであります、いろいろな銀行様のその融資制度もございます。そういうあたりも利用されながら、有効的に企業、そういうふうな融資預託っていうのを利用していただければと思っております。先ほどもありましたように、企業がですね、相次いで、このような状況の中で増加基調にあるというふうなところでございますが、廃業の方が、それを上回るような形でなって、どんどん企業が減っているのも事実でございます。その辺りも認識をしております。ただ、海田町としましても、そういうふうな活力、やはり民間企業がですね、元気なっていうのが、地域活力の源であろうかと思えます。そういったものを踏まえながら、企業創出に向けてですね、いろいろ動いていければと考えております。

○委員長（大高下） 崎本委員。

○委員（崎本） だからね、私これ、言うちよるんじゃないんよ。だんだん、だんだん、少のうなっていく。それに対して、補助金を出してやってくれ言われても、だから、身分相応なことをね。商工会でもいつも言うんよ、商工会で会合があったときに。坂、もっと出せや。船越もっと出せやいうて、ね。それを言われましても言うんじゃが、海田町も出すときには、の、そういう気構えで、ね。きちつと言わんかったら、商工会の役に立たん訳よ。何とかつまみで出しゃあええよ、前田さんが言われるように、つまみ銭よ。600万が700万になって、だんだんだんだん増えるばかりで、いや、それを見直すのもあなた方のあれじゃから、の。昔の商工会と、今の商工会、違う訳よの。同じやるんじゃったら、広島市の商工会、広島県か、商工会、合併して、入って活動をやった方がよっぽどええ人もおるんよのだから、そこらを考えて、29年度は、あまり成果がわしゃなかった思うんよ。の。わし、商工会におるんじゃから、ずっと商工会に長い間おって、の。だから、ちょっと、商工会に対しての補助金とか、あれとかを見直して、まだほかの方に使われた方が、海田町民が喜ぶところもあるかも分からんから、29年度こういうあれじゃなしに、今後は、もっと考えて有効な活用方法があるように、ちょっとやってもらいたいんじゃが、その点どうかの。

○委員長（大高下） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 広島安芸商工会の補助金について、前田委員からの質疑も踏まえながら答弁させていただきたいと思えます。広島安芸商工会の補助金につきましては、経営改善普及事業と地域総合振興事業、二つに分かれております。経営改善普及事業につき

ましては、指導員の設置を目的としたもので、こちらにつきましては、全体事業費から県からの補助金を引いた残りの3分の1を支払うということで、前田委員、御指摘のとおり、大半が人件費に充てているものでございます。一方、地域総合振興事業の方につきましては、どちらかといいますと、町内における講演会でありますとか、そういう施策事業の展開に活用されているものでございます。この割合を見ますと、その人件費に当たる経営改善の方が約4割、地域総合振興事業の方は約6割の方を活用しているという状況でございます。それで、この、商工会への補助金につきましては、30年度当初予算の予算委員会でも、いろいろと御意見をいただきまして、今年度、商工会さんとも、補助金のあり方について、相談といいますか協議をしております。商工会さんとしても、なかなかこう、今、崎本議員からもありましたけれども、財源的にも厳しいということでございます。商工会さん独自といたしましても、過去に質疑のありました海田、坂、船越で会費の額が違うことについても、今年度から1万8,000円で統一するというふうな見直しを行いながら、それと併せて歳出の方も見直しをしながら、取組をされているというところでございます。町から補助金を出すにあたりましては、先ほど説明をいたしました地域総合振興事業、町における施策の方をですね、なるべく多くしていただくというのが町の活性化にもつながるかと思えます。我々としても、人件費よりかはこちらの方にできるだけ補助金を多く使っていただきたいという気持ちはございます。ただ一方でまた、先ほど崎本委員からもありましたように、商工会としてもなかなか人員が十分おられないということで、何か施策をするにしても、それを対応する職員がなかなか確保が厳しいという意見もいただいております。そういった中で、今後の補助金についてでございますけれども、もう少し商工会さんと協議をさせていただきまして、また、海田町が商工会に出す補助金についてのあり方について、検討していきたいと考えております。決算といたしましては、現状のやり方で29年度については実施をしたということで、大変申し訳なく思っております。以上でございます。

○委員長（大高下）はい、前田委員。

○委員（前田）だから、決算じゃけえ、それはもう戻せというようなことを言うても、しょせんやばな話なんで、な。それを言うとするんじゃないんじゃ。さっきから、一考する考えはないか、今、そういうことで話し合いをする。そういうはそれでいいかも分らんが、現実にはわしが想像で言うたのも実際だろうけども、商工会の会員が減っておる、の。そういうことで、それで経営が改善するとか云々とかいう、非常に耳ざわりのいい言葉

で、の。経営が改善して立派にいくんなら、商工は成り立つはずなんよ。なぜ減るのか。どういふふうに改善して、の。だから、改善でないんだよ。悪だんだよ、の。失敗してるんだよ、これが。何が経営指導なのか。無茶苦茶の答弁よ部長。もつとの、改善いうじの善だけを取ったらの、字は分かるだろ、あんたら日本の最高教育を受け取る人じゃけえ。の。その、今全然分からん。その一つの事例が、ちょっと古い話じゃけどね、私はこういふことで、私の甥坊がおじさん、銭貸してやいうて、何ぼか言うたら 300 万ほど要るんじゃ。ちょうどええ、商工会で積み立てしとる、借りりゃあええよ、ほんで、当時、2 人が行って、判押してくださいいうて。これでええです、来月の 7 日に降りますから、喜んで帰ったら、9 日になってもお金が降りてこん。で、おっちゃん、金が降りてこんのじゃがいうて。おれに言うても分からん、どうなったか、聞いてみいやいうたら、書類にミスがありました。ほで、商工会の職員にやかましゅう言うた。どうなるとるんかいうて。おれが積立しとる銭、言い替えりゃあ、おれの貯金を下ろしてこするいうとるのを、理事会でオーケー言うとるものを、商工会の職員が出さんいふことがあるか。もしそれを頼りにして小切手でも切ったたらどうするんだ。前田さん、そげえやかましゅう言いんさんな。そがな事故は何ぼでもありますよ。これが商工会の改善やら経営改善になるのか。それが、こうやって商店が減つとる事実なんよ。一般質問になるけえ、いいかげんやめるが。なつてないよ、経営改善に。さつきも部長、ちょっと話し合いをするいふことだからね、今度は予算でまた厳しくやらにゃいけん、これ決算じゃけえ。じゃからそれをね、昔は、今、ちょっと 1 万 2,000 円思ったら、今、商工会海田町 1 万 8,000 円、データは古いけえあれじゃが頭も古いけえ、船越は年会費が 4,000 円じゃった、坂は知らんけど、同じ商工会のメンバーでありながら、船越と海田と坂と会費が違ふんだよ、年会費が。負担の量も違ふ。その会員数で案分して 750 万負担しておるのか、それも分からない。商工会長に頼まれて、町長これで足らんから 1,000 万円出してくださいや、今年は 750 万にしとけや。つまみ銭でやつとる。こういう根拠で、最後にもう一つ言うよ。いわゆる事業負担をせいというのをね、そういう事業 9 回やつとるとか書いとるじゃない、講演会か、何やら 9 回、なんやら 9 回、18 回やつとるよ。その例え、10 万円掛かった、5 割負担してやろうとか、なんかしたらの、悪い言い方するよ、聞かん方がええが、花見で一杯飲み会したら 3 万円補助してやろう。こんなのもあったよ。やつとることが、それが商工業の発展につながるかどうか。そういう事業をしたら、3 万円限度で、今は知らないよ。私も、会員におつたときがあった。わ

し、行ったことないけどね。花見も事業、何かそういうカラオケ大会も事業、1回、その事業に対して3万円、商工会が地区商工に対して補助する。こういう銭を使うとるんかどうかわらんが、それもカラオケも商工業の発展かどうかは知らんけどね、本当に有効に使われてるかどうかわらん。やっぱりそこら、もっとね、厳格に、今後、やるべきだと。だからしっかりそういう言うたような、ちょっと二つほど返答、どうなんかな。

○委員長（大高下）企画部長。

○企画部長（鶴岡）商工会の補助金のあり方につきましては、今後も引き続き、商工会さんと協議をいたしまして、可能な改善の方は取り組んでまいりたいと考えております。あと、先ほど前田委員からもありましたような、過去の対応のまずさにつきましてはです、今後、そういうことがないように、商工会にも注意をと言いますかですね、そういった事例のないように申し入れの方はしたいと考えております。また引き続きよろしくお願いをしたいと思います。すいません。先ほど答弁もいたしましたけれども、人件費の割合よりも、そういった事業に対する補助の割合を増やすように話の方はしていきたいと考えております。

○委員長（大高下）いいですか。はい、富永委員。

○委員（富永）特産品開発事業の中で、説明書253ページの前年度に開発した作品のブラッシュアップを図ったとありまして、西国街道弁当は、議員控室でも食べさせていただいたんですけど、菊芋かりんとうっていうのは、これ初めて見るワードなんですけど、これどういったものなんでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）菊芋を練り込んだかりんとうでございます。かりんとうと言えば少し甘いものを想像されてると思うんですが、健康食材が近年注目されております。それを使ったかりんとうを作って、海田の特産物として売ってはどうかということで、試しではございますが、販売させていただいております。

○委員長（大高下）富永委員。

○委員（富永）海田とどういった関連があって、菊芋かりんとうっていうのを作ったんでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、ここ近年ですね、健康食材ということで、町内ですね、作っていただいている方がいらっしやいました。注目されるというようなことなん

で、特に特産品とかそういったようなものもない町でございます。そのようなことで  
すね、菊芋にスポットを当てまして、これもしやるというようなこともあろうかと思  
いますので、試しにです、作りまして、販売したところでございます。

○委員長（大高下） 富永委員。

○委員（富永） この西国街道弁当、菊芋かりんとうのPRをし認知度の上昇に努めたとあ  
りますが、手ごたえはどんなものだったのでしょうか。

○委員長（大高下） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣） フロランタンの方はですね、まずまずの成果が得られたも  
のではないかと思います。いろいろその公益的なイベントであったりとかですね、試食  
のコーナーを提供していただけるというようなところがあればですね、商工会の方とタ  
ッグを組みながら行って食べていただいております。反響としましては大変おいしいと  
いうようなところで好評をいただいているところでございます。まだまだラインには乗  
ってございませんが、そこそこ、認知度の方もアップしているようなところでございま  
す。そのほか、西国街道弁当であったりですね、そういったものにつきましては、行楽  
の季節につきまして、是非ともってということでPRなどをさせていただいているところ  
でございます。

○委員長（大高下） ほかに。住吉委員。

○委員（住吉） 聞きよって思ったんですがこのフロランタンは聞いたことありますね。60  
周年記念のとき出しましたから。西国街道弁当は昼休憩に食べた記憶があります。さっ  
き言いよった、菊芋かりんとう、これ議員も知らずに何か作ってPRしよるって、どう  
いうことなんですか。

○委員長（大高下） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣） 申し訳ございませんでした。時期的なものもござい  
ますんで、1年中、年中通してできるものではございません。サンプルとして作ったもので書  
かせていただいておりますけれども、是非次の機会に皆様方に御試食いただきまして、  
また、御試食いただきまして、またいろいろな声の方をいただきたいと思っております。  
そのときはよろしく願いいたします。

○委員長（大高下） 住吉委員。

○委員（住吉） 続きまして、海田町の魅力づくり推進事業で、決算審査意見書の2ページ  
ですね、指摘されてますよね。補助金交付において会計年度終了直前の3月22日に予

備費を充用し、審査会委員報酬が予算化されているが、補正予算でも対応可能であったと考える。補正予算いか審査委員の報酬がいるのは分ってるんですから、当初予算に入れとってもええような気がしますし、なぜこれ予備費でやったんでしょうか。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）実は、全体的に十分な準備ができずに、この時期に進めていたところが正直なところでございます。全体的なスケジュールが遅れたってところの中で、またその中で慎重を期すためにですね、実は外部委員の招聘をし、審査委員の方の審査会の方を開催することは、当初実はですね、予想しておりませんでした。そのため、予備費からの充用を行ったところでございますが、監査の方でも指摘があったように、補正予算でも対応できたのではないかというふうな御指摘もございました。そのとおりでございます。こういうふうな反省を踏まえながらですね、次年度以降はですね、ちゃんとしたような執行ができるように、早めの準備、対応したいと考えております。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。佐中委員。

○委員（佐中）ちょっと、商工会のことで気になるんです。いつもの予算、決算で、長時間にわたってね、この問題が発言を繰り返されておる訳ですけども、お尋ねしますけれども、安芸商工会になって4、5年ぐらいなると思うんですね。当時、海田商工会のときに、750万、私金額はどっちでもいいです。一つ問題なのは、建物は商工会、土地は今ままで町の土地だと思うんですよね。そのときに、人件費として750万補助をするということで、三つが合併をしたというか統廃合したというか、一緒になってやろうと。その750万の前後するかもしれませんが、人頭割というんか平等にそれがなされておるかどうか。これやっぱり協議していかん限りはね、我々が思っても、儲ける人のそういう援助をして、活力を与えてやるというね、基本になるものは店が500、1,300ぐらい前あったんだけど、500前後ぐらいで推移しとる訳ですが、750万でもいいですよ。けども、三つの商工会が一緒になったときのそういう人頭割というか平等割というか、そこら辺の差がどうなっているのか。それからもう一つは、土地も町がある、建物は商工会独自で建てたと思いますが、その人件費について、他の商工会ですね、これは、補助金の中にどうなってるのか。そこがね、曖昧で、我々も判断がしにくいところなんです。言われるとおりで、人の話を聞いた、なんですけど、基礎的な数字が分かってないので、なかなか判断のしようがない。それから、町の方の説明の中でも明確でない。それから

我々から話聞いとっても、不平等で不公平な面もある、というようにね、思うんで、やっぱりそこら辺は改善の余地があって、誰が見ても平等で、しかも町内の商工の方々が、活力を与えるそういうまちづくりの基本になるところだと思うんですよ。全くなくすることもできないし、どこの数字が適正なのかもよう分かりません。けども、安芸地区の中で平等に、あるいは隣の府中町は独自で持っておられますけれども、そこら辺の、そういう、バランスの問題よね。そこら辺はどうなっとなるのかというのがね、分かれば、教えてもらおうと。分からなければ今後の課題として、毎年同じように同じ人が、がんがん言うて、解決の方法、我々も納得できるような方法でね、ちょっと説明を求めたいと思うんですけど、どうでしょう。

○委員長（大高下）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）御指摘の平等というようなところでございます。先ほど経営改善のことところでも部長の方からも御説明があったようなんですが、実はですね、29年度から、いろいろ安芸商工会の方でも多様化する問題に公益的かつ効果的にですね、対応すべく、3商工会いわゆる広島安芸商工会、広島東商工会、府中町商工会が一つとなって経営発達支援計画を策定して、個別事業に目標に対する進捗状況とか評価、要するに平準化を図るために、いろいろそういうふうな取組を一緒にしようじゃないかっていうのが、もうスタートしております。このため、いろいろ広域にわたってる要因とかその改善方法、要するに成功事例、ノウハウ等ですね、平等に皆で均等に分け合おうじゃないかというようなところがあり、評価制度を設けて、外部委員に対するこういうふうなものやっております。もちろんこの外部委員の中にはですね、担当、いろいろ県の方の担当課長、広島市の担当課長、もちろん私の方も委員の方に参加して、中小企業診断士の下ですね、この運営が、商工会の運営が適切に行われているかどうか、広域的に有効的に進めるかどうかというのを評価して点数として導き出すような方法をとっております。この辺りにつきましても、数値というような形では具体的にはすぐお示しはできませんが、ある程度の目標改善、経営改善については、商工会自体も自分のところでそういうふうなこともやっているというのは御理解いただきながら、今後のそういうふうな商工会に対してですね、支援の方を行っていきたいと思っております。

○委員長（大高下）ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）それでは、95、96、中段、5目、国土調査費。はい、宗像委員。

○委員（宗像）国土調査、地籍調査、これは補助金もらってやってると思うんですが、町内全部はできないんで、公共施設だけをやっているとお聞きしております。どの程度公共施設の分が終わったんでしょうか。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）全体進捗率にして、約6パーセント進んでいるところでございます。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）それは、町の公共施設をやっている中での6パーセントしか行ってないという事は、公共施設をやるだけで、あと、毎年で行くと、何億いうて掛かるということになります、そのとおりですか。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）はい、今海田町で取り組んでいるのは、地籍調査、官民境界等先行調査というところで、御指摘のとおり、官有地、町有地部分を進めてるところでございますので、本体調査を含めると、更なる費用と時間が要するものでございます。

○委員長（大高下）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、97、98、9款、消防費、次のページも含まれます。富永委員。

○委員（富永）防災リーダー育成事業ですけれども、説明書の306ページ、これ、防災リーダーになるのに講習を2回受けたらなれるということで、割と簡単になれるというか、去年私も、2回講習を受けてなったんですけれども、実際今年災害が起こってニュースで見ていると、防災リーダーの方が時々ニュースに出ているのを見ていると、とてもあんなふうに活動できないというか、まだまだ2回しか受けてなくてすごく不安で、その中でちょっと簡単に防災リーダーになれて述べ49人の人を自主防災リーダーとして認定したとありますけれども、これ、質を高めていくのか、今後も防災リーダーをこうやってどんどん増やしていきたいのか、この方向性っていうのを教えてください。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、防災リーダーのことでございますけれども、2回で認定したということでございます。これについては、参加のしやすさとか内容のバランスっていうものも考慮して、どの程度のハードルで行うのかということを検討した結果、高度に専門的な知識もさることながら、防災に対しての地域での動機付けが一番大切なことだというふうな考えから、このような回数で行わせていただいたものでございます。当面

は、この事業を継続して、地域のリーダー、軸となる人間を育てていって、これを更に当初、次の予算のことになるのでちょっとなかなか述べにくいところがありますけども、発展させていこうとは、そういうふうには考えております。

○委員長（大高下）多田委員。

○委員（多田）水防費になるんかどうかわかんけど、この成果でいうと302ページ、いろいろ書いておられて、災害に強いまちづくりの推進を図ることができましたと書いてあるんだけど、これは29年度だから、これでいいんかも分かんけど、この度の災害があつて、これ、29年度こういうふうに書いておられるけど、災害に強いまちづくりが推進できたかなという、ちょっと疑問が残るんですけど、それについて、どのように認識をお持ちですか。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）全てが全部、強いまちづくりができましたというところではなかったと思います。ハード的なところではなくて、ソフト的な町の動き、それから、住民さんとの連携、多くの課題を残したものと、そういうふうに思っております。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）まずこの、避難行動要援護者避難支援事業、こちら、成果の305ページでございまして、この単位あたりの数ということで、本制度対象者数、まずこの制度対象者というのを説明願います。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）制度の対象者は75歳以上高齢者、それから身体知的障がい者、要介護認定者、精神障がい者の方で、平成29年度で対象となる方は2,612人、それから、そこから同意を取れた方が1,609人となっております。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）ここに書いてある単位、28年度に29年度とも1,686人って書いてますよね。成果の説明書、305ページ。今話聞いていたら75歳になった方とかいうことは増えそうな気もしますが、これ同数になった理由はこういったことでしょうか。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）申し訳ございません、ここの数字について、ちょっと自分と詳細にちょっと検討してなかったのが、これがたまたまなのか、それともその前残りなのか、ちょっと判断がつかかぬないところがございます。すいません。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）今度、成果の306ページ、防災リーダー育成事業ですね。こちらも本制度対象者数というところで、全く同じ1,686人なんですよね。この要援護者と。まず、この防災リーダー育成事業の本制度対象者とは一体どのような方でしょう。

○委員長（大高下）分かりませんか。調査して、また報告でも。はい、課長。

○生活安全課長（脇本）すいません、本制度の対象者として、要支援者の人数を減ったことについて、少し適当でなかったかなと。もしかするとか、いわゆる、住民の人数を入れるべきであったかなとそういうふうに考えます。

○委員長（大高下）はい、住吉委員。

○委員（住吉）ここで言う本制度対象者というのは、町民全体なのか。そもそも、この、1,686という数字は一体何なのか。1,686人。避難支援事業者でも2か年度連続で1,686人。29年度から始まった防災リーダー育成事業、1,686人。偶然にしてもできとるし、何かあるでしょう。課長が答えられないんだったら、これをつくった人が答弁すればいいでしょう。答弁できんはずはないです。何なんですか、この1,686人という数字は。答弁願います。

○委員長（大高下）はい。生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）申し訳ございません、担当者が作ったものを私がチェックすべきところでもございましたけれども、本制度対象者、もそもそも防災リーダーの育成事業の対象者であるべき人数はいわゆる町民の人数であると、そういうふうに考えます。

○委員長（大高下）はい、暫時休憩します。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大高下）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。執行部から発言を求められておりますので、これを許します。副町長。

○副町長（胡家）先ほど、主要施策の成果に関する説明書に記載された数値についてお尋ねを頂きました。確認したところ数値の記載に誤りがあることが判明いたしました。お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。また、訂正をお許しいただきたいと考えております。詳細については総務部長から御説明させていただきます。

○委員長（大高下）総務部長。

○総務部長（丹羽）平成 29 年度主要事業の成果に関する説明書の 305 ページ「避難行動要援護者避難支援事業」及び 306 ページ「防災リーダー育成事業」におきまして、単位あたりの分母となるべき数値等を誤って記載いたしました。具体的には「避難行動要援護者避難支援事業」では、本来単位あたりの数の業に 28 年度は「1,590 人」と 29 年度は「1,609 人」記載すべきところを「1,686 人」と記載しておりました。表の下、米印の単位あたりの数の記載は、正しくは「本制度同意者数」でございます。また、「防災リーダー育成事業」におきましては、本来表下の米印の単位あたりの数を「講座参加者数」として、表内の人数を「50 人」と記載することが適当であるところを本制度対象者数「1,686 人」と記載しておりました。今後、誤って記載いたしました原因を究明し、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（大高下）企画部長。

○企画部長（鶴岡）ただ今の訂正につきまして、主要施策の成果に関する説明書の該当ページの差し替えと正誤表を提出させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大高下）以上で説明を終わります。資料の差し替えについて、過去と同様にこの場において差し替えを配付したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）異議なしと認めます。それでは差し替え資料を配付してください。

（事務局配付）

○委員長（大高下）今後、資料の提出については慎重に対応されますよう、強く求めます。

それでは質疑を続行いたします。ほかに。9 款の 97、98 ページと 99、100 ページの上段まで。ありませんか。住吉委員

○委員（住吉）避難行動要支援者避難支援事業ですが、以前から災害時要支援者台帳が整備されておられるが、この度の災害を受けこの台帳はどのようになっておるのか。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）自治会の人に渡すべく、どのような条件なら自主防災会の方にもらっていただけるかというところで、各校区の自治会長から 2 名ほど御推薦いただきまして、検討会の方をさしていただいております。その中で、まず発災前に、一度検討会、それから発災後に一度検討会さしていただいておりますが、実は、発災前においては、

ある程度こういった名簿の活用というところで、少し前向きな意見の方が多かったように思います。ただ、発災があった後に、じゃあこの名簿が自治会にあった場合に、どのような、責任というところちょっとオーバーかもしれないけども、あるのかというような不安の声が多くあったように思います。そこら辺のですね、整理をして、全ての自治会が受けられるような状態にするのはすぐには難しいと思いますので、できるところから協定を結ぶなどしてですね、名簿を渡せる体制をですね、早急に整えたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（大高下）はい、住吉委員。

○委員（住吉）続きますして、防災リーダー育成事業、昨年度、29年度から始まりましたが、これ確か2回やりましたっけ、2回とも、私、行ったんですが、ここに書いてある、地域における自主防災組織の結成、活発化が促進されましたというほどじゃないですね、まだ。あの中身じゃ。私と監査委員なんで、今日ここにいませんが、兼山議員が、防災士の資格持ってるんですよ。あれ結構長い研修受けました、長いいうて3日ぐらいか、救命講習を受けに行ったりとか、3日間ぐらい講習を受けたのかな。高い金払わされて。あれでもどうかのいうレベルなんです、正直言うて。自分が持つとって分かるんですけども。そこから自分でステップアップしていったら、うちの防災訓練なんかに来ていただけるような方になるんじゃないかなと思うんですよ。今のこの防災リーダー育成事業で、本当、あのレベルだったらその参加者の防災意識の高揚に留まるんじゃないかなと思うんですよ。今の29年度のやり方で、本当に、自主防災組織の活発化が促進されると、されたと言えますか。

○委員長（大高下）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）先ほどの富永委員の質問の答弁とちょっと重複してまいりますけども、まずは、参加のしやすさ、それから内容ということで設定をさせていただきます。この程度というところがございますけども、やはり高度の専門的な知識というよりも、防災に、まずはかかわってもら、参加をしてもら、そういった動機付けが一番、まず大切なことだと考えまして、今回、このようなテーマで講義をさせていただきました。今年で2年度終えた訳でございますけれども、引き続きですね、そこら辺の内容もさることながら、講義の内容等を工夫してですね、参加者の方を増やしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（大高下）住吉委員。

- 委員（住吉）29年度、50人、これ延人数ですか、それとも実人数ですか。
- 委員長（大高下）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）延人数でございます。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）そう考えると、実人数は30人ぐらいになっちゃいますね、多分。どういった募集のされ方しましたか。なんか、自治会長だったから募集していたのは分かりましたけど、一般の方には伝わってないような気がするんですよ。どういった募集の方法を取られました。
- 委員長（大高下）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）まずこれ、4月に第1回目をやって2回目を6月にやりました。まず、3月の自治会長会議におきまして、こういった事業を立ち上げたので是非参加していただきたいというところで、リーフレットを配って内容の説明させていただきました。まずは、自治会長さんと自主防災会の会長さんかねているところが多いものですから、まずはそこら辺をターゲットにしてしたいというふうにしておりました。それ以外には、あとは広報、ホームページへの周知というところでやらしていただいたものでございます。
- 委員長（大高下）ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（大高下）それでは、次に、111、112、前のページから続く、12款、公債費と13款、予備費です。ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（大高下）以上で歳出を終わります。
- その他、企画部、総務部、会計管理室、議会事務局関係の一般関係で、質疑漏れがあれば発言を許します。宗像委員。
- 委員（宗像）これ質疑漏れというか、ここにしか聞くとこないんで、ここで聞かさせていただきます。海田町決算審査意見書の中で、一部部署において、報償費を支給する際の実費弁償として、旅費相当額を加えて支出されていた。他の部署との整合性を図る上では支給規程を制定するのが適正に対応されたいと、こういうふうに書かれておりますが、これ、総務課がおられますが、旅費の関係は総務課が最終的にされると思うんで聞かせていただきますが、こういう場合に、条例にない事項を支出した場合には、どう

最終的に処理されるのでしょうか。

○委員長（大高下）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回、御指摘いただいておりますのは、実際にですね、講師等にきていただいたときに、基本的には旅費相当については支払っておりませんが、一部部署においてですね、起案決裁でもって旅費相当を報償費に含めて支払っている事例がございましたので、これにつきましては、今後、この旅費相当分につきましては、どういふふうな取扱いにするかというのは、一定の起案決裁という形ではなくて一定の基準を設けて、それで、適正に対応してまいりたいとこのように考えております。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）その都度、その都度、変わったやり方というのは、今までこういうケースは、今回指摘されてますけれども、過去にこういうケースは実際にあったのでしょうか。

○委員長（大高下）総務部次長。

○総務部次長（門前）ほとんどこういった事例はなかったんですが、今回、平成 29 年度におきまして、一部部署においてこういうことがございましたので、やはり統一的な基準というのが改めて必要であるというふうに考えましたので、今後、そういった統一的な基準を設けて、適正に対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）決算なんで、それ以上申しませんが、次に、199 ページ、行政財産、これ上げられております。これ、前にも一度指摘したことがあるんですけども、行政財産というのは台帳面積を上げられているんですか、実績面積を上げられているのでしょうか。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）実測面積があるものについては実測面積で計上させていただいております。

○委員長（大高下）はい、宗像委員。

○委員（宗像）この中の、どの程度のもんが、実測面積で、台帳面積だけで実測面積入れてないものがぐらい入っとるのでしょうか。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）どの程度実測でどの程度公簿か、すみません正確な数字が、今集計はできてないですが、多くは実測ができているものと考えております。

○委員長（大高下）宗像委員。

- 委員（宗像）実測ができているのと、それから、その数字がここへ記載されてるとは違うと思うんですが、この数字は全て実測と考えていいんですね。
- 委員長（大高下）財政課長。
- 財政課長（吉本）今まで実測してきたものは、全て実測面積で計上させていただいております。
- 委員長（大高下）宗像委員。
- 委員（宗像）じゃあ、これ本来であればこれ実測面積と公簿面積を分かるように書くべきだと思いますが、それについてはどうなのでしょう。
- 委員長（大高下）財政課長。
- 財政課長（吉本）決算書、財産の記入方法については、一定の基準に基づいて記載をさせていただいているものでございます。
- 委員長（大高下）宗像委員。
- 委員（宗像）いや、だから、比較できるような形に、どの程度まだ済んでないかが分かるように、やっぱり記載すべきじゃないのでしょうか。
- 委員長（大高下）財政課長。
- 財政課長（吉本）決算書の記載方法については、地方自治法施行規則において、その書式例が定めておりますので、一応それに基づいて記載するとともに、実測、公簿の違いについては、監査資料において、整理して、監査を受けているところでございます。
- 委員長（大高下）宗像委員。
- 委員（宗像）その資料はすぐ分かるんですね、逆に聞くと。今の話だと、今その資料添付しておく。そういうものを出しとるいうんだったら、さっきの答弁、分かりませんいう答弁じゃないと思うんです。監査を受けるため資料出されてるんでしょう。そしたら、こんだけありました、こんだけ分かりませんっていうのが、できるんじゃないですか。今答弁できんなら逆に後からでもいい、これ聞いたからいうて決算そのものが変わる訳じゃないんであれなんです、できる限り、これは、本来であれば全部町が持つとる面積全てを実測で出すべき案件だと私は思うんで、ちょっと今話を聞かせてもらったんですが、それについて、どうでしょうか。
- 委員長（大高下）財政課長。
- 財政課長（吉本）委員御指摘のとおり、実測に基づいた土地を正確に管理することが非常に大事でございますので、それについては、適正に処理してまいります。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）適正に処理することは、来年度からその実測を全て挙げていただくことになりませんが、それでよろしいんですね。

○委員長（大高下）企画部長。

○企画部長（鶴岡）決算書の起債の方法でございますけれども、もう一度、自治法の規定であるとか、他団体の活用の方も検討しながら、決算書に載せるのか、その他、主要施策であるとかそういった資料の方に明記するのか、どちらかの方法はまた今後検討してまいりますけれども、実測であるものと公簿上の数値を使っているもの、それらが分かるような形で来年度以降はお示しをしたいと考えております。

○委員長（大高下）ほかに。下岡委員。

○委員（下岡）63、64、説明書の106ページ、運営事業、マイナンバーの運営事業で、三つ下のところですね、主な事業の内訳とマイナンバーカード取得。

（「それ民生費」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）下岡さん、すいません、福祉保健部の方で。はい、ほかには。前田委員。

○委員（前田）今のね、部長のいらんことやがの、現在あるんじゃけ。公募であれ実測であれ、それを分らずにしときゃあ何も言わんのじゃろう思うが、それでできるかできんのかいう、欄を、一つのを二つに分けりゃあ済むことじゃろう思うが、それはそれでいいんじゃが、その商工会の話がね、先ほどもでよったが、3町の比較とか出せとか言うのが出よったが、これ予算までに、これはお願いじゃ。今質問したいんじゃが、そういうことで今お願いしとる訳よの。3町の比、例えば会費、何ぼなのか。それと、海田町の会員数、忘れた、450何ぼやら、出とったが。で、どうなんよ。例えば1,000人おるけえ45パーセントだよ。そういうような、そこのね、加入者との、何を根拠をもって、その中に、加入者を誰入れとるんか。例えば、昔は大工さんも左官さんもみな入とった。魚屋とか八百屋とか商店ばかりじゃない。そいで、極端に言やあ、架空の人物も入れて1,000人を作とるんじゃないか。そういう、そういうデータをまず出してほしい。分かるように。あとは、もう一つはね、さっき言うた、9件、なんやら18件、事業やとる。これを、さっきも言ったように、その事業補助すればいいんじやないかというね、何パーセントかして。一つの事業に1万円掛ったのか、100万円掛ったのか、それはそれでいい。その50パーセント補助とか60パーセント補助とか、

の。そういうものを、どういうぐらい事業、過去のデータ、だからこれでいくと、29年なら29年の18件、これこれが、10万円、10万円ずつ掛けて180万円掛りましたそれは750万円の中に入って、こういう事業をしておる。そうじゃない、今度は新年度30年は29年じゃ、ごめん、29年はそういうことで、19事業、18事業ある。だからで、80パー補助で、800万円予算組んどるんだ。というような分かるような資料を作ってほしい。まだ言いたいことはあるが、その辺でいいわ。よろしく。お願いよう。

○委員長（大高下）答弁要ります。前田議員。

○委員（前田）予算までに作るときゃあええよ。

○委員長（大高下）はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）質疑なしと認めます。

以上で企画部、総務部、会計管理室、議会事務局関係一般会計の審査を終わります。

ここで執行部の入れ替えがございますので、暫時休憩します。

再開は、入れ替え後、直ちです。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

午後1時24分 休憩

午後1時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大高下）休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、総務部関係、国民健康保険特別会計の審査を行います。まず、歳入の131、132ページ、1款、国民健康保険です、2目、退職被保険者等国民健康保険税は、次のページも含みます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、133、134ページです。2款、使用料及び手数料です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、137、138ページへ進みます。下段11款1項延滞金、加算金及び過料です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で歳入を終わります。

続いて歳出を行います。まず、141、142 ページの、上段の2項、徴税費です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大高下) じゃ、よろしいですか。次に、149、150 中段の11款、諸支出金のうち、1目、一般被保険者保険税還付金と、2目、退職被保険者等保険税還付金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大高下) 質疑なしと認めます。

以上で、歳出を終わります。

その他、総務部関係の国民健康保険特別会計で、質疑漏れ等があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大高下) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で、総務部関係の国民健康保険特別会計の審査を終わります。

以上をもちまして、企画部、総務部、会計管理室、議会事務局関係の審査を終わります。

ここで執行部の入れ替えがございますので、暫時休憩をいたします。再開は13時40分です。

~~~~~○~~~~~

午後1時29分 休憩

午後1時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長(大高下) 少し早いんですが、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、福祉保健部の審査を行います。質疑は一問一答方式で進めてまいります。執行部におかれましては、各委員の質疑の趣旨を十分に把握してかつ簡潔明瞭に答弁してください。なお質疑答弁にあたっては、発言の許可を得た後にマイクのスイッチを押して発言してください。

まず、歳入の13、14 ページ下段、1目、民生費負担金です。次のページも含みます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大高下) 次に、15、16 ページ上段、2目、衛生費負担金までです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、17、18 ページ、前のページから続く、2 目、民生使用料と 3 目、保健施設使用料の 1 節、保健施設使用料と 2 節、行政財産使用料のうち、備考欄 1 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、19、20 ページ。下段の 1 目、総務手数料のうち、2 節、戸籍手数料と 3 節、住民基本台帳手数料です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、21、22 ページ、前のページから続く、1 目、総務手数料の 4 節、事務手数料のうち、印鑑その他証明手数料です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、23、24 ページ、1 目、民生費国庫負担金と 2 目、衛生費国庫負担金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、25、26 ページ、1 目、総務費国庫補助金と 2 目、民生費国庫補助金です。民生費国庫補助金は、次のページも含みます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）それでは次に行きます。27、28 ページ、中段 3 目、衛生費国庫補助金です。質疑あれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、29、30 ページ、上段の 7 目の教育費国庫補助金のうち、備考欄の 3 番と、3 項、1 目、総務費国庫委託金のうち 2 節、住民基本台帳委託金と 2 目、民生費国庫委託金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、31、32 ページ、前のページから続く 2 目、民生費負担金と 3 目、衛生費負担金です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、33、34 ページ中段の 2 目、民生費補助金です。民生費補助金は次のページも含みます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、35、36 ページ中段 3 目、衛生費補助金のうち、1 節、保険衛生費補助金の備考欄、1 番、3 番、4 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、37、38 ページ、中段の 1 目、総務費委託金のうち、2 節、住民基本台帳費委託金と下段の 2 目、民生費委託金です。民生費委託金は、次のページも含まれます。質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、43、44 ページに進みます。2 目の雑入です。雑入は、50 ページまで続いていますので、併せて御覧ください。なお、現在出席していない部署のものが含まれておりますので、適宜対応します。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）生活保護法に基づく徴収金 265 万 7,477 円、これ、中身は何でしょうか。

○委員長（大高下）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）はい、こちらにつきましては生活保護を受けられとる方で、事務所の方に隠れて仕事をされとられた方の徴収金になっております。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）よく分かりました。よけえは言いませんが、これ、事前にこの二百何万円ということは、何か月もずっとそういうことがあったということですか。それを事前にケースワーカーの方で見つけることはできなかつたのでしょうか。

○委員長（大高下）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）ケースワーカーの方としては、定期訪問の際に収入申告書という書類を出していただいておりますけれども、そちらの方に適正に申告をされず、翌年度になって課税調査をかけた際に、就労収入が見つかったとか、そういうような状態のものでございます。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で歳入を終わります。

続いて歳出を行います。61、62 ページ、3 項、戸籍住民基本台帳です。戸籍住民基本台帳費は次のページも含まれます。質疑あれば許します。下岡委員。

○委員（下岡）63、64 の上の社会保障税番号、マイナンバーの運営事業、説明資料で 106 ページ、この運営事業の内訳が一番下の方に三つの事業が上げられておる、マイナンバー

ーカード取得キャンペーンの実施と通知カードの適切な送付とその管理、及び、マイナンバーカードの交付、三つ事業が上げられてるんですけども、それぞれ、この、トータルが 265 万 9,000 円、三つの事業の金額内訳と内容はだいたい分かります、金額。

○委員長（大高下）住民課長。

○住民課長（水川）この社会保障税番号制度運営事業の事業内容につきましては、通知カードやマイナンバーカードの交付について、全部まとめたの負担金や消耗品費等の支出となっておりますので、それぞれ別に分かれてはいないものでございます。

○委員長（大高下）はい、下岡委員。

○委員（下岡）少なくともですね、マイナンバー取得キャンペーンを 2 月に役場で写真撮影と申請をするキャンペーンを行いましたとなっている訳ですよ。ね。その部分でいくらかかったか。例えばそのキャンペーンをやるに当たって、PR のパンフレットを作っただとか、この写真撮影をやって、無料でやったのか有料でやったのか知りませんが、その辺だとか、このキャンペーンの内訳ぐらいは分かるんじゃないです。今の通知と、それからマイナンバーの送付についてはですね、それは一体でパンフレットなんか作っとるかもしれませんが、少なくともキャンペーンについては、内訳は、別でしょう。その金額だけでも教えてください。

○委員長（大高下）住民課長。

○住民課長（水川）このマイナンバーカード取得キャンペーンにつきましては、写真は、国から貸与されておりますマイナポータル等に利用するタブレットを使用しております。無料で行っております。それと、あと、広報とホームページでこういうキャンペーンをするという周知を図りましたので、特にチラシを配ったりということはしておりません。実績はこの、30 年 2 月に行ったんですけども、170 件ほどの申請がございました。

○委員長（大高下）下岡委員。

○委員（下岡）表記の仕方ですけれどもですね、マイナンバーカードキャンペーンを実施しました。その結果通知カードについては、324 通を交付しマイナンバーカード 691 件とあって、いかにもキャンペーンと関係があるようにですね、書いてるんですけども、少なくともですね、通知カード 324 通についてはですね、キャンペーンと関係ない話じゃないです。そもそも、通知カードを送付するという事由は、何の事由に基づいて送付してるんです。例えば、子どもが生まれたから、その所帯に送付するだとかいうような

ことでやってるんじゃないです。

○委員長（大高下）住民課長。

○住民課長（水川）はい、通知カードの送付につきましては、新しく子ども出生があった場合と、外国からの転入があった場合に送付しております。

○委員長（大高下）下岡委員。

○委員（下岡）ということですね、通年を通じてやっとなることであって、このキャンペーンの結果とは関係ない話でしょう。その結果、通知カードについてはと書いてあるからね。関係ない。マイナンバーについては、691件、これは、今のキャンペーンやったからですね、そのときに、一時的に増えたということで、業績評価になるかもしれないけども、少なくともこの通知を送付するということは、キャンペーンとは、関係ないんだから、その結果というのは、ちょっと表記が違うんじゃないです。

○委員長（大高下）住民課長。

○住民課長（水川）分かりにくい表現となっております申し訳ございません。この運営事業全体の、1行目にありますように、この制度につきまして適切な運営を行った結果ということで、通知カード及びマイナンバーカードについての交付ということで記載させていただいております。

○委員長（大高下）はい、ほかにはありませんか。岡田委員。

○委員（岡田）今のマイナンバーのことなんですが、どちらにしても、1年間で、去年か、691件の発行があったということでしょう。それで、そのうちのキャンペーンをしたら、300くらい発行したと。これ341というのは、キャンペーンをしたから、それだけ来られて発行したということでしょう。

○委員長（大高下）住民課長。

○住民課長（水川）キャンペーンではなく通年での発行数となります。キャンペーンは、30年の2月に行ったキャンペーンでは170件ほどの交付申請がありました。

○委員長（大高下）岡田委員。

○委員（岡田）去年、29年度で341件しか発行してないということですか。

○委員長（大高下）住民課長。

○住民課長（水川）マイナンバーカードにつきましては、1年で691枚の交付をしております。

○委員長（大高下）はい、岡田委員。

○委員（岡田）1年でこれだけのお金を掛けて、ほとんど、だから、今、1割ちょっとぐらいの人しかカードを持ってないということでしょう。1割、12,13パーセントぐらいの人しか。去年と比べてもそんなに増えてないというふうなので、それに対して、どういうん、これだけの二百何万掛けて、その前に設備で1,000万以上の金お金を入れていうのは、何かこう、当然、いろんなことがあるから普及はしないと思うんだけども、何かこう、これに対して、普及を確定申告に行っても、そんなにマイナンバーカードの必要性みたいなのは、税務署の方が言わん訳ですよ。だから、そんなに金を掛けて普及啓発するようなもんじゃないと思うんですけどもね。今から、どういうに、このままずっと行っていくんかどうかいうのをお願いいたします。

○委員長（大高下）住民課長。

○住民課長（水川）このマイナンバーの制度がずっと続いておりますので、引き続き事業は行ってまいります。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、ページ65、66下段3款、民生費、1目、社会福祉総務費、次のページも含みます。質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、ページ67、68、全て。下段3目、老人福祉費は次のページも含みます。宗像委員。

○委員（宗像）老人ホーム入所措置事業でございますが、これは123ページの方で、65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由によりって書かれててますが、介護保険との絡みはどうなってるのでしょうか。

○委員長（大高下）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）基本的には、介護保険の認定を受けた方は介護保険施設入所になりますので、基本的には介護保険の認定を受けてない方になります。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）本来であれば介護保険の認定を受けさせて、そちらの方で措置するべき案件だと私は思うんですが、それについていかがでしょうか。

○委員長（大高下）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）はい、養護老人ホームにつきましては経済的な理由により入所さ

れてる方もおりますので、一律に介護保険の申請をしていただいて、介護保険施設に移るといことは、今のところしておりません。

○委員長（大高下）ほかに。小田委員。

○委員（小田）2番、社会福祉施設整備費等助成事業ですが、説明書の120ページに、元利金償還額2分の1を助成とありますが、これはいつまで助成されるのでしょうか。

○委員長（大高下）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）はい、この助成につきましては、平成平成29年度で終了しております。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。富永委員。

○委員（富永）人権啓発事業です。説明書116、117ページですが、3番の人権啓発演劇上映会とあるんですけれども、このいやだいやだのペンペロペーは、劇団風の子さんの劇で、大体参加型になると思うんですけれども、これ上映会というと、何か映画みたいなものを上映されたということなんのでしょうか。それとも、劇を鑑賞したということなんのでしょうか。

○委員長（大高下）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）はい、こちらにつきましては、演劇の鑑賞をしております。

○委員長（大高下）富永委員。

○委員（富永）この項目の書き方が、上映会じゃなくて、鑑賞会の方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、それはまたよく見といてください。あと、この人権啓発のいろんな内容ですけれども、これどう誰がどういった基準で内容を決められているのでしょうか。

○委員長（大高下）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）はい、職員と人権擁護委員の方と相談をして決めさせていただいております。

○委員長（大高下）富永委員。

○委員（富永）29年度は、性的マイノリティの活動もすごく盛んになって、広島城の方では29年12月にレインボーカラーにマイノリティの方のイメージカラーとしてライトアップされたりと、かなり活発になったんですけれども、その辺の影響とか、これから考えられるのでしょうか。

○委員長（大高下）社会福祉課主幹。

- 社会福祉課主幹（松井）そこら辺も含めまして、来年度以降考えていきたいと思います。
- 委員長（大高下）ほかにありませんか。小田委員。
- 委員（小田）68 ページ、7 番の高齢者社会生活援助事業のところ、説明書の 125 ページ、⑥の徘徊高齢者家族支援サービス事業の中で、最後に家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることができましたとございますが、具体的にはどのようなことをされたのでしょうか。
- 委員長（大高下）長寿保険課長。
- 長寿保険課長（新藤）この事業につきましては、認知症による徘徊する高齢者にシステムを活用して、高齢者の安全を確保すること、探知機をつけまして、それで居場所が分かるような仕組みになっております。それで、家族の身体的な負担であるとか、探しに行ったりとか、人に探してもらったりする精神的な負担であるとか、身体的な負担を軽減されたと思っております。
- 委員長（大高下）ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（大高下）それでは、次に行きます。69、70、全て。下段 6 目、障がい者福祉費は次のページも含む。質疑あれば許します。富永委員。
- 委員（富永）障がい者地域生活支援事業で、説明書 139 ページ、手話奉仕員養成とありますけれども、この養成講座っていうのは昨年度何回開催されて、これ、受講者数 8 人とありますけれども、どのぐらいのレベルまでを見込んで開催されて、どんな結果が出たのでしょうか。
- 委員長（大高下）社会福祉課主幹。
- 社会福祉課主幹（松井）手話奉仕員養成講座ですが、昨年度は 22 回開催しております。どれぐらいのレベルかということでございますが、手話通訳の奉仕員っていうのが、一番上が通訳士っていうのがございまして、試験等がある資格が必要なものなんですけれども、その奉仕員っていう、養成講座を修了されたら奉仕員というものになるんですが、そちらになっていただけるような講座にしております。
- 委員長（大高下）ほかにはありませんか。大江委員。
- 委員（大江）72 ページの福祉タクシー助成事業なんですけど、こちらで言えば 145 ページですが、福祉タクシー助成が受給者数が 477 人となっておりますが、1 人頭、年間 24 枚、じん臓機能障害の人は 48 枚となっておりますが、その実施額計算したら、ちょっと

と人数と枚数とのバランスが合わないんですけども、これ実際的に何人の方が、大体、何枚を何人とかいうのが分かれば教えてください。

○委員長（大高下）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）全体の枚数で言えば、5,358枚の御利用がございました。何枚、何人というところまでは、ちょっと今は分からないところです。

○委員長（大高下）大江委員。

○委員（大江）すいません、ちょっと私よく分からないんですけど、1枚が何ぼに相当するんでしょうか。

○委員長（大高下）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）はい、1枚が初乗運賃になっておりますので、630円になっております。

○委員長（大高下）はい、社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）申し訳ありません、初乗運賃になっておりますので、タクシーによっては610円であったり、640円であったりっていうことになっております。

○委員長（大高下）はい分かりました。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に進みます。71、72全て。下段、9目、町民センター費は次のページも含みます。質疑があれば許します。住吉委員。

○委員（住吉）町民センター費で、町民センター改修事業と町民センター空調設備改修事業か、説明書の156ページと157ページですが、改修事業の方は、火災報知機が故障しました。空調設備の方は空調設備が故障しました。日常の点検はどうなってるんじやろうかいうのは、不思議です。同じ施設内において故障するまで気が付かんかったというのは。これ日常の点検はどのようにしておりましたか。

○委員長（大高下）こども課長。

○こども課長（森川）町民センターの日常の点検につきましては、まず、毎日、職員の方が施設内の点検を行っております。加えまして、火災報知器については、業者点検、また空調についても業者点検を行って点検をしているところですが、今回の改修事業を行わせていただいております。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）壊れたけえ改修するのはええんですが、壊れる前に何で気付かんかったの

でしょうか。

○委員長（大高下） こども課長。

○こども課長（森川） まず、町民センターの自動火災報知機につきましては、点検のときには、特に問題がなかったんですが、4月以降で、内部基盤の故障で誤作動が発生しまして、改修したものでございます。空調設備につきましては、点検の中で故障が分かりまして、予算に計上させていただいて、工事をさせていただいたものでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に行きます。73、74、全て。中段1目、児童福祉総務費は次のページも含む。質疑があれば許します。富永委員。

○委員（富永） 子育て家庭育児支援事業で、説明書が162ページ、発達障害に関する研修会、参加者数32人です。これはどんな内容で、回数は何回ぐらい研修会があったのでしょうか。

○委員長（大高下） こども課長。

○こども課長（森川） 発達障害に関する研修会は、1回行っております。内容につきましては、発達障がいを持つ子どもさんを育児されるお母さんのサポートの方法等について、研修を行いました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 次に行きます。75、76、全て。ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） それでは次に行きます。77、78 全てです。質疑があれば。富永委員。

○委員（富永） ひまわりプラザ、主催講座事業説明書の183ページで、地域交流会っていうのが、平成27年は350人から28年542人とあるんですけども、29年度162人ということで、この減った理由っていうのは何なんですか。

○委員長（大高下） ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下野） ひまわりプラザ主催講座事業のうち地域交流会につきましては、平成28年度につきましては計7回行っておりましたが、平成29年度につきましては、ひまわりプラザが、ネウボラの改修工事が入った関係によりまして、この交流会を開催する場所の確保がちょっと難しいという関係でですね、ちょっと人数が減っておりますのでございます。平成29年度につきましては2回行っております。

○委員長（大高下） はい、ほかに。住吉委員。

○委員（住吉）児童クラブ費、福祉厚生委員会で聞いた、後で調べますという回答をもらったかどうかちょっと記憶が定かでないんで、ここでお尋ねします。海田町内4小学校の児童クラブで、四つの小学校で町外から来ている小学生もいますよね。そういった方々で海田町の児童クラブに入られた方は、平成29年度何人居ましたでしょうか。

○委員長（大高下）こども課長。

○こども課長（森川）すいません、ちょっと手元にございませんで後で報告させていただきます。

○委員長（大高下）はい、住吉委員。

○委員（住吉）福祉厚生委員会でもそういうふうな回答をしましたよね、後で答えますいうて。いまだに回答をもらった記憶がないんですよ、もう何か月前かな。ただ、もう分ってますよね、数字は。

○委員長（大高下）こども課長。

○こども課長（森川）大変申し訳ございません。分かっておりますが、今、手元にございませんで、後で答弁させていただきます。

○委員長（大高下）暫時休憩します。再開はすぐ。

~~~~~○~~~~~

午後2時11分 休憩

午後2時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大高下）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。こども課長。

○こども課長（森川）大変失礼いたしました。29年度、安芸区からの児童の受け入れが5名、行わせていただいております。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）小学校なんかでしたら、町外からの受け入れは、ほとんど矢野ですね、受け入れは負担金もらってますね、委託負担金。児童クラブの場合、5名分の委託負担金というのはどのようになっています。

○委員長（大高下）こども課長。

○こども課長（森川）現在、児童クラブに関する委託負担金は他市町の児童を受け入れた場合でも、いただいております。

○委員長（大高下）住吉委員。

- 委員（住吉）ということは、保護者から貰う負担金だけで賄えるんですか、児童クラブ。
- 委員長（大高下）こども課長。
- こども課長（森川）現状におきましては、保護者からの負担金で対応しているところがございます。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）税金が1円も投入されていないならええんじゃけど、児童クラブの運営に。ただ管理運営を見たら3,300万も使われてますよね。町内にお住まいのお子さんが通っている場合は、支払った税金プラス利用料、負担金ですね、払ってますね。ところが、広島市から5名の方、これ、利用料は払ってますけど税金は払ってないですよ。これは不公平じゃないですか。
- 委員長（大高下）こども課長。
- こども課長（森川）この件につきましては、広島市とも協議を現在しております。状況といたしましては、他市町でも、例えば呉市の方が、広島市の子どもさんを受け入れたり、逆に広島市の方に廿日市の子どもさんが行かれたりということで、その場合についても現状のところ負担金が発生しておりません。現在、広島市の方と協議をしているのが、広域都市圏の中で整理ができないか等々を、今、話し合いを進めており、検討しているところがございます。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）それは、いつ頃から話し合いをはじめたんですか。
- 委員長（大高下）こども課長。
- こども課長（森川）海田町の方としましては、2年前ぐらいから広島市の方とお話をさせていただいて、本格的に話が今できてるのが、今年度に入ってからとなっております。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）結論はいつ頃出ますか。
- 委員長（大高下）こども課長。
- こども課長（森川）他市町との調整がございますので、ここでいつまでっていうのが言えませんが、早い段階でできるように働きかけを行いたいと考えております。
- 委員長（大高下）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（大高下） それでは次に行きます。79、80、中段、2目、環境衛生費の備考欄、1番、2番と、3目、公害対策費を除く全て。4目、保健センター総務費は、次のページも含みます。質疑があれば許します。宗像委員。
- 委員（宗像） 先ほどの続きにいうふうな格好になるかも分かりませんが、生活保護費給付事業、歳入の方でこれ入れとって、こっちは戻入でやっていますよね。その違いについて。これも過誤で支出した格好、過誤いうたらおかしいですが、本来支出すべきじゃないものを支出したような格好ですね。またその理由とその二つをお願いします。
- 委員長（大高下） 社会福祉課主幹。
- 社会福祉課主幹（松井） こちらの戻入金につきましては、生活保護費支給日が、基本的に毎月5日となっておりますので、それまでに決定を金額を決定しなくてはならないところなんですけれども、その決定までに働かれておられる方が収入申告を毎月出していただいておりますので、その金額がはっきり分からない状態で、前の月の金額で計算をさせていただいておりますので、差額が発生したときに、過支給になっておりますので戻入をしていただくようにしております。
- 委員長（大高下） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（大高下） それでは、次に進みます。81、82、5目、予防費のうち、備考欄の1番と次のページの19番を除く全て。宗像委員。
- 委員（宗像） 207ページにかかってくると思うんですが、がん検診行われていると思うんですが、この受診率、どのような、受診率が向上されたと書かれておりますが、その前の年から、何パーセントが何パーセントに、それぞれ変わったんでしょうか。
- 委員長（大高下） 保健センター所長。
- 保健センター所長（森原） 208ページになりますけれども、胃がん検診が、8.7パーセントが9.5パーセント、肺がん検診が4.8パーセントが6.9パーセント、大腸がん検診が7.4パーセントが8.9パーセント、子宮がんにつきまして受診率は、個別検診も含みますが、23.4パーセントが24.6パーセント、乳がんも個別検診を含めまして、23.8パーセントが23パーセントで、ちょっと乳がんだけが、受診率は下がっている状況です。
- 委員長（大高下） 宗像委員。
- 委員（宗像） これ多分、対象者全員、要するに、要は、本来、ほかのところで受けられる人も対象の数字、分母の方に入っていると思うんですが、一番分かりやすい、だから、そ

ういふのに入っていない人の、そういう対象でない方の受診率を見れば、本当の受診率が見えるんじゃないかと思うんですが、そういう意味で、国保対象者の受診率はどうなるとるんでしょうか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましても 208 ページに、ございますけれども、胃がん検診につきましては前年 13.1 パーセントが 11 パーセント、肺がん検診が 15.7 パーセントが 14.5 パーセント、大腸がん検診が 17.7 パーセントが 16.1 パーセントと、国保につきましては受診率がちょっと下がっているような状況です。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。岡田委員。

○委員（岡田）広島地区の病院の輪番制というところで、多分大きな病院だと思うんですけども、何病院ぐらいあるんでしょうか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）195 ページの輪番制の利用負担金のことだと思われましても、これは広島地区、地区ごとに限っております、約 20 の大きな病院がございます。

○委員長（大高下）よろしいですか。はい、岡田委員。

○委員（岡田）20 の大きな病院いうたら、多分、県病院か大学病院かそういうふうな格好なんですけれども、それで、そこで全部こう入院をして、重症者だということだから、かなり大きな病院になると思うんですけれども、ちょっと 1 例を挙げてもらえますか。どういうふうな、あまり知られてないような病院いうんか、県病院とか大学病院以外の、どういうふうな病院があるのか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）一例を申しますと、尾鍋外科医院、梶川病院、広島平松病院等がございます。

○委員長（大高下）よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）それでは、83、84、6 目、母子保健費と 7 目、原爆被爆者対策費。質疑があれば。はい、富永委員。

○委員（富永）不妊治療費助成事業、不妊検査費助成事業ですけれども、人数見てみますと、件数、不妊治療の方は 46 件、それに対して不妊検査の方が 4 件ということで、こ

れ、多分対象者もつといるはずだと思うんですけども、認知度っていうのはどれぐらい、認知度をもうちょっと上げるべきじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらの不妊検査の周知につきましては、各県内の産婦人科の医院に周知をしているところでございますが、今後も、ホームページや広報それからまた医療機関にも再度、周知するなどして、制度の周知を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（大高下）富永委員。

○委員（富永）海田町のホームページの方でもやっぱ治療の方は書かれてたんですけども、この検査の方が書かれてないので、これをもう少し明記していくとか、しっかりしていただけたらと思うんですけども。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今後は不妊検査費の助成につきましても、しっかり力を入れて周知していきたいと考えております。

○委員長（大高下）ほかにございませんか。富永委員。

○委員（富永）かいた版ネウボラ事業ですけども、224 ページの産後ケア事業ですけども、これ、利用者に2人ということで、これももう少し必要な方いらっしゃるんじゃないんですかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（大高下）ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下野）産後ケア事業につきましては、産後に対しまして、子育てに不安がある方等、うちの保健師の方とかがですね、いろいろ状況等をですね、説明を聞きまして、平成29年度につきましては、産後ケア、助産院でのですね、宿泊型ケアの利用が、2泊3日の方が1名、そして産後ヘルパーの派遣利用、1名の方が4回という形でですね、状況等を確認させていただいてですね、ケアが必要かどうかというところで、2名の方に御使用いただいているというところがございます。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。大江委員。

○委員（大江）すいませんあの、84 ページで産科医療等確保支援事業で、これは、388 万6,000 円ですけども、以前なんか1人産んだときに1万円ぐらいの、産科医の補助があったと聞いてたんですけど、聞き間違いだったらすいません、これは、どのぐらいの予

算が、一人当たりとかいう計算でされてるんでしょうか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）29年度から、町から医療機関に補助する額を、3分の2に変更しております。

○委員長（大高下）大江委員。

○委員（大江）ですから、3分の2でなく、本当だったらこのくらいの3分の2っていう金額はわかりますか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）申し訳ありません。1件あたり1万円を1万円の3分の2、29年度からしております。

○委員長（大高下）ほかにはありませんか。小田委員。

○委員（小田）84ページの、妊婦乳幼児健康診査事業ですが、説明書の216、217ページ。

1歳半健診のところで、要経過観察児が49人、3歳児健診のところでは、98人おられますが、これは、どの程度の要観察なんでしょうか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）言葉の遅れというか、言葉のやりとりであったり、それからこちらが話をしていることが理解できているか等々の、保健師との面接によって、要観察というふうな形になっております。

○委員長（大高下）小田委員。

○委員（小田）それでは、1歳半ですか、3歳ですか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）1歳半も3歳も同じでございますが、その年齢に合ったようなやりとりができるか等々で判断しております。

○委員長（大高下）ほかには。大江委員。

○委員（大江）今の乳幼児の分で、3歳児健診の検査事業、217ページですけども、ここに未受診について、虐待の予防のため未受診についても、現況把握を行いましたって書いてますが、この未受診の方は、多分訪問されて現況把握されてると思うんですが、どのような現況把握をされたんでしょうか。

○委員長（大高下）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）はい、訪問もございますし、保育所や幼稚園に通っているか

等々の確認をしております。

○委員長（大高下）ほかにはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）それでは次に行きます。99、100 下段 3 目。私立学校振興費、私立学校振興費は次のページも含みます。質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で歳出を終わります。

その他、福祉保健部関係の一般会計で。質疑漏れ等があれば発言を許します。崎本委員。

○委員（崎本）福祉センターの温水プールの件でちょっとお聞きしますが、今、去年 29 年度から、私ちょっと言うたことがあります、非常に利用者数が多いよね。最近になって特に、最近、29 年度の予算じゃけえ 29 年度、他町から、外から来る人がいっぱいおられるよ。それを、29 年度か 8 年度か、聞いたら、海田町も、例えば、矢野、船越の方から来られる人も一緒に、無料よ。その理由としては、海田町の人が安芸スポーツセンター、利用されるから、お互いあれじゃ言われましたが、今、安芸スポーツセンターは、有料なんよ、去年から。有料なんよ。ほうしたらね、非常に海田町来る人が多い訳よ。じゃから、福祉センターのちょっとでも、管理事業、例えば、有料にしたら、ひとつの経費が助かるじゃないかと思うんじゃが、これじゃあまり、福祉センターの事業費委託料のあれでも、多いと思うんじゃが、そういうことを考えたら、今後、軽減に当たるじゃないかと思うんですが、その点についてどうですか。

○委員長（大高下）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現在、海田町の 60 歳以上の福祉センターのプールは無料にしております。それは元々、介護予防とか健康増進を海田町の方にしっかりしていただきたいというものがございました。それは今も継続したいと考えております。町としまして平成 13 年に町外者の使用料の割増制度を廃止して、ですから海田町と町外者の利用料等を差を付けるということ、今していないことにしております。そういうことから、町外者も増やすということは、海田町の人増やすということになるので、一応健康増進それから介護予防の観点から、この無料っていうのは継続していきたいというふうに考えております。

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本） 答弁が違うやないですか。無料はええんじやが、元々、安芸区民センターも無料じゃった訳よ。の。ほいで、28年度ぐらいから福祉センターが利用者が多いから、芋の子を洗うぐらい多いと、他町からえっと来ちよってじゃと。海田町の住民からね。他町からは銭とったらええじゃないかいうたら、海田町も安芸区民センターを利用するから、ね、矢野からこられる人も無料で、という答弁があった訳よ。わしゃそれを聞いちよるんで。の。海田町が、今区民センターはお金取るのしちよるじゃろう。じゃから、海田町、行かんと、あっち行かんと、安芸区民センターか、行かんと海田町こられる人が多いじゃない、中野の。矢野、船越から。だからそういう部分に何か対処したら、この経費が削減になるんじゃないかちゆうことを言いよるんよ。ちゃんと答弁聞きなさいや。誰が海田町を有料にせえいうたんよ。ちょっと、質問した趣旨を聞きなさい、趣旨を。

○委員長（大高下） はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） 大変すいません。あの、私としましては、海田町と町外者を、利用料の差を付けないという、そういう割増制度廃止したっていうところから、海田町は無料で町外者は有料だというところが、今は、町としてはできないというふうに考えておりました、海田町の人が無料であれば町外者も無料で対応していければというふうに考えてます。あれから、調査も福祉センターで行っております、大体プールに1回に入れる人数は、もう、決まっていますので、そこの中で、順番をして、町外者も町内者も、特にトラブルなく対応できてるっていうことを確認はしております。

○委員長（大高下） 崎本委員。

○委員（崎本） そういうことを聞いちよるんじゃないでしょうが。町外者から、海田町も町外、区民センターへ行ったら銭が要るから少のうなって、海田町の方へ行かにゃいけんのじゃがね、ほいじゃから、他町から来る人は、お金取ったら、ちょっとでも経費が少のうて済むんじゃないかちゆうことを言いよるんよ。の。そういう考えがないならない言いなさいや。今度、予算のときにちゃんと言うから。あるかないか聞いちよるんよ。

○委員長（大高下） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） はい、すいません、今のところございません。

○委員長（大高下） 住吉委員。

○委員（住吉） 今の続き、さっきの、児童クラブの負担金もらってないいうのと、今の、福祉センターのプール、どっから来ても無料。これは、税金を使っとる施設としておか

しくないですか。町外からも福祉センターに一杯来て、プール一杯で、町民が使える。これは今に始まった話じゃなくても、随分前からそういった話が出てきてますよね。児童クラブ委託金の話にしても、2年ぐらい前からようやく広島市と話をはじめた。これ、福祉保健部において、公の施設のあり方、税金で賄われてるにもかかわらず、町民税を払っていない方にも無料又は安い金額で利用させている。これは、公平性、そして公金の使い方としておかしいとは誰も思わないんですか、福祉保健部は。

○委員長（大高下）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現時点におきまして、町の制度の中で運用しておりますので、今の時点ではこういう状況で運用しているということしか、お答えはちょっと難しいと思います。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）その運用しとるのは分かつとる、しとるんじゃけえ。おかしいと思いませんか、言うんですよ。町民税払ってないでしょ。福祉センターのプールを使ってる広島市民は。明らかにおかしいと思いません。思っていないんですか、だれも。海田町の税金で運営されている福祉センターのプールですよ。町民がただいのはええですよ。だけでも、町民税払ってない広島市民がただで使うのは、どう考えてもおかしいでしょ。利用者が少ないならまだいい。利用者が多くて、朝一にロビーで順番待ちせにゃあいけんような状況になつとるのに、なぜ広島市民と海田町民を同じ扱いするんですか。税金の使い方として明らかにおかしいでしょう。さっきの児童クラブでもそうですよ。町民や町民税プラス利用料月額1,000円払つとる。広島市の子どもは月額1,000円しか払ってない。これ、誰も何も思わないんですか。税金、あなた方の小遣いじゃない、税金でやってるんですよ。誰もおかしいと思わないんですか。

○委員長（大高下）副町長。

○副町長（胡家）はい、自治体外からの利用者ということで、これ、とりわけ、大都市、都市部で問題としてはどこでも見られる話だろうと思います。例えば、逆に、広島市の施設ですね、例えば図書館なんていうのは無料でございますけれども、海田町民も使えるというようなこともございます。いわゆるその行政サービスのスピルオーバーという問題で、我々のような小さな自治体がそういうことに、そういう状況になるということは、ケースとしては少ないと思うんですが、ただ、やはり、広島市さんの方にも、その一定、そういうその我々町民、海田町民にも広島市と同様の利用を担保していただいて

るということでございますので、そのバランス、均衡から考えますと確かに委員おっしゃいますようにですね、副委員長おっしゃいますように、税金を使って運営している施設なのに町外の人が使ってるっていうところについては、一考の余地はあるとは思いますが、ただ、全体のバランスといった面からいうと、今運用がやむを得ないのかなというふうに考えております。

○委員長（大高下）はい、崎本委員。

○委員（崎本）それが違うんじゃないんですか言うんよ。あなたが言われるように 27 年度か、前じゃったらね、海田町から、区民センターのプールや施設やってもただじゃったんよ。の。副町長。それが、海田町、市外から来たら、区民センターもお金取るようになったんよ。ね。おたく、取られなかったから海田町も、ね、無料で来られてもええいうて。それが、もう、随分前から言うちよる訳よ、それ。あっちもとってない、海田町から行っても取られないから、海田町も取らんでもええですか、ちゅう、あんたらの方針じゃったんよ。町民から言ったらね、私が質疑か質問したときにの、ほいたら、矢野から来て海田町民が町外の人がえっとおるけえ、芋の子を洗うようなから、町外の人はお金取るようにしたらどうかちゅうことがあった訳よ。それを、あなた方に、わし、一般質問か予算委員会のとときにか言うた訳よの。ほたら、お互い無料じゃから、ええじゃないか、お互いならしょうがないのちゅうことになった訳よ。今は、区民センター、お金が要る訳よ。の。それを、海田町も、公の施設海田町民が公の施設を使うから、それはいいじゃないか。図書館とか何とかはええ訳よ、そりゃあ。だけどわしは、福祉センターのことを言いよる訳よ。ものに限って、なんで、そういうことを言ったら、ほんなら住吉さんがいわれるように、矢野の人が海田町へ来て、やっぱりほんじゃええじゃないかちゅうことになるじゃない。そういう訳にいかんでしょうが。海田町は、海田町の町民税ちゅうものがある、矢野は矢野で市民税ちゅうものがあるじゃないか。ほじゃから、公の施設いろいろあっても、ね。学校とか経費が掛るところは、ね、順次でも、有料にしたらどうかちゅうことを、経費が安くつくからちゅうことを言いよる訳。誰が図書館のことを言うんか。区民センターのプール施設を利用したら銭が要る訳よ。前までは要らんかったんよ、海田町じゃけ、海田町の温水プールに入られても、しょうがないのちゅうことじゃった訳よ。の。で、今度こっち銭が要るようになったから、海田町から行ったら、銭取られる訳よ。ね。銭を取られるから、今度は、中野、矢野の人が、海田町は無料で、多くなつちよる訳よの、船越も。それが不公平じゃないかいうて、今

後均等にちょっと考える必要があるかないか。なかったらいい言ひんさい。わし今度予算のときに言うから。ということ言うんよ、の、住吉さん。

○委員長（大高下）副町長。

○副町長（胡家）私が申し上げたのは、広島市民が海田町の施設を使うことと、それから、海田町民が広島市の施設を使うことについて、お互いに同様の条件でということ、そういう趣旨で申し上げました。1点ちょっと、これ委員長に確認をさせていただきたいんですが、安芸区のスポーツセンター、これについて、私の理解としては、有料だという御指摘ですけれども、広島市も海田町民も同じ料金での有料ということではないかというふうに理解をしておったんですが、そういう理解でよろしゅうございますか。はい。ですから、そうしますと、崎本委員がおっしゃっておられるのは、海田福祉センター、海田町の福祉センターのプール、これ、財政負担も大きいんで、有料化してはどうかというふうな御趣旨であろうと思います。そういう、御趣旨ではないかと思います。その部分については、また、そういった観点で検討する必要があるとは思いますが、私先ほど答弁申し上げましたのは、広島市と海田町の間の均衡バランスという意味で御答弁申し上げたということでございます。

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本）あんたその意味が分かっとらんじゃない。福祉センターへ行くのは、広島市が有料で海田町は無料じゃけえよ。海田町も有料にすりゃあ、そりゃあ条件は一緒よ。だけど、海田町民、あっちへ行ったら銭がいるようになったら、ほかの町外から来る人も、じゃあお金取ったらどうかちゅうことを言いよる訳よ。海田町は無料でもそりゃあええよ、有料にしなさいいうちゃあへんのんよ。だから、町外から来る人は、お金をもろうたらどうですか。ちょっとの経費削減になるんじゃないんですかちゅうことを言いよるんよ。の。まあええわ、分からんのんなら。

○委員長（大高下）副町長。

○副町長（胡家）海田町民も広島市民も、どのような条件でということ、今までの経過ですれば、そういうふうに扱わざるを得ないんじゃないかというふうに今考えているということでございます。

○委員長（大高下）ほかには。佐中委員。

○委員（佐中）ちょっと、主要施策の説明書の中に、私、誤りがあると思うんで、今から指摘をするんですが、扶助費の方でずっと見よったら、29年度、28年度、決算額、皆

Aになつとるね。A－Bというのが正しいんで、例えば 28 年度、B、決算額Bというのが必要じゃないかと思うんですが、それ、誤りじゃないですか。それ、46 から 55 ページの間にあるんです。

○委員長（大高下） 暫時休憩します。再開はまた追ってお知らせいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 4 8 分 休憩

午後 2 時 4 9 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大高下） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。企画部長。

○企画部長（鶴岡） ただいまの御指摘の点、明らかに誤りでございます。大変申し訳ございません。また、訂正の方させていただきたいと思っております。

○委員長（大高下） 佐中委員。

○委員（佐中） 施策の説明書は、法的に出さなければならない資料の一つなんですね。これ、全部差し替えるんですか、このページだけ。それをお尋ねします。

○委員長（大高下） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 差し替えの方させていただきたいと思っております。

○委員長（大高下） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 質疑なしと認めます。

以上で、福祉保健部関係、一般会計の審査を終わります。

ここで執行部の入れ替えがございますので、暫時休憩いたします。再開は 15 時です

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 5 0 分 休憩

午後 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大高下） 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

先ほど佐中委員から指摘のありました主要施設に関する説明書の差し替えにつきましては、準備ができ次第とさせていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下） 異議なしと認めます。それでは、質疑を続行いたします。

続いて、福祉保健部関係の国民健康保険特別会計に入ります。

まず歳入からです。133、134 ページです。中段の3款、国庫支出金です。質疑あれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、135、136 ページ全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、137、138 ページ下段、11 款、諸収入除く全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、139、140 ページ全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）以上で歳入を終わります。

続いて歳出に入ります。141、142 ページ、上段、2 項、徴税費を除く全てです。質疑あれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）はい。次、143、144 ページ全てです。質疑あれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に 145、146 ページ全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、147、148 ページ全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、149、150 ページ、中段の 11 款の諸支出金のうち、1 目、一般被保険者保険税還付金と、2 目、退職被保険者等保険税還付金を除く全てです。質疑あれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）以上で歳出終わります。

その他、福祉保健部関係の国民健康保険特別会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）質疑なしと認めます。

以上で、福祉保健部関係の国民健康保険特別会計の審査を終わります。

続いて、介護保険特別会計に入ります。158、159 ページ、保険事業勘定、歳入からです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）160、161 ページも続きます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）はい、162、163。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）164、165 ページです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）以上で、歳入を終わります。

続いて歳出に入ります。166、167 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）はい、次の168、169 ページ、

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）170、171 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）172、173 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）174、175 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）以上で歳出を終わります。

続いて、介護サービス事業勘定に入ります。181、182 ページ。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）以上で歳入を終わります。

続いて歳出に入ります。183、184 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）以上で、歳出終わります。

その他、介護保険特別会計全体で質疑漏れ等があれば、発言を許します。はい。住吉委員。

- 委員（住吉）介護全般的なことですが、たまに老老介護の家庭で、介護サービス利用しました、ショートステイに1回行きました。でも1回行ったら、最初、嫌がる方が多いです。結果として、その後、何らサービスを受けてない。という世帯がたまに見受けられますが、それに対するフォローは、29年度どのように行ったでしょうか。
- 委員長（大高下）長寿保険課長。
- 長寿保険課長（新藤）はい、サービスを利用されてない方につきましては、地域包括支援センターの看護師の方、定期的に回っておりますので、そういった中で状況を把握して、必要なサービスが使えないとか、使いにくい、また使いたくないということがありましたら、相談していただいて、サービスの利用につなげております。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）その他、あれこれのサービスも、確かに、地域包括の職員さん一生懸命やられておりますが、その方々の負担がでかいんじゃないかと気もします。どこの場所とは言いませんが、とある認知症の方の家庭を尋ねたときに、玄関先で突き飛ばされたっていうのを、近隣の方が何人も、目撃してたりしてるんですよ。そういったケースの場合は、どのようなフォローをされてますでしょうか。
- 委員長（大高下）長寿保険課長。
- 長寿保険課長（新藤）はい、地域包括センター看護師が回っておりますが、そういった事例、困難ケースにつきましては、社会福祉士、保健師等が同行したり、あと、係が違いますけども介護保険係の方が、職員と一緒に同行する等して、対応しております。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）地域包括の看護師かいね、今、何名いらっしゃいます。29年度は何名いらっしゃいましたでしょうか。
- 委員長（大高下）長寿保険課長。
- 長寿保険課長（新藤）29年度は3名でございます。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）高齢者が増えてきていますが、当然要支援、要介護の方は増えていらっしゃると思います。認定を受けてなくても、地域包括が担当しているケースもあろうかと思えます。3名で、一体、どれだけのサービスが29年度、本当にできたと思われませんか。
- 委員長（大高下）長寿保険課長。

- 長寿保険課長（新藤）29年度3名でとりあえず対応しております、29年度から、職員、時間数を増やしたりはしております。先ほど申しましたけれども、対応できないケースにつきましては、包括の専門職の方が一緒に対応するようにしております。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）ただ、しょっぱなは、その3名で動く訳でしょ。もう、以前聞いたときに比べて、随分人数が少なくなったという気がします。以前の人数忘れましたが、それで、どうやって拾えるんです。第一次。ぱっと網かける段階。その専門的なケースで専門職あるいは応援が行くのはいいです。ただ、初期の段階3名で本当に賄えますか。
- 委員長（大高下）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（湯木）高齢者人数が増えてきておりますので、以前看護師の方が65歳以上の方全員、ひとり暮らしの方を訪問させていただいてたんですが、60代も働いてらっしゃる方も多いということで、ひとり暮らし老人の世帯を75歳以上に、して全戸訪問するようにしています。対応が難しいケースも増えてきているんですけど、民生委員さんと非常に深く連携しながら、それから、課としての対応を整えながら、長寿保険課として専門職等の支援もしながら、今、高齢者ケアを進めているという状態です。
- 委員長（大高下）はい、住吉委員。
- 委員（住吉）今はそれで賄えるかもしれん、あと5年もすれば75歳以上増えますよね、バーンと。民生委員とおっしゃいましたが、欠員が相変わらずあちらこちらで生じてますよね。それで、今のような考え方で、29年度のような考え方で、本当に高齢者福祉、介護サービス、町民に対する介護サービスが本当に賄っていけるとお考えなんですか。
- 委員長（大高下）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（湯木）看護師は3名で時間数を増やしているんですが、同時に地域包括支援センターの正規の職員も1名増やして対応するという形で、課全体としての対応を進めているところでございます。
- 委員長（大高下）住吉委員。
- 委員（住吉）75歳以上のくくりということでございますが、本当にそれでいいんですか。29年度間に合っていらっしゃるということですが、自治会内パッと見ても、75歳未満でもどうかなという方がいらっしゃいますよね。そう考えると、どう言ったらいいんですかね、人数が少ないから対象年齢を引き上げたのですか。それとも、対象年齢を引き上げて大丈夫と思ったから、人数減らしているのですか。

○委員長（大高下）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）実際、65歳から74歳の方が非常にお元気でらっしゃるという部分で、そちらについては介護予防事業の方をしっかりと進めていくということで、訪問対象は75歳以上にしております。ただ、ありがたいことに地域包括の知名度が非常に高いので、75歳未満の方で心配な方、フォローが必要な方につきましては、民生委員さんをはじめ、情報が集まってまいりますので、それはそこで対応させていただいているというところがございます。

○委員長（大高下）住吉委員。

○委員（住吉）ま、確かにそれしか方法ないんでしょうが、さっき言いました民生委員がおらん地区もありますよね。自治会が解散した地区もありますよね。実際、そのマンション結構高齢化が進んでるんですよね。どういったフォローができます。自治会が解散したところがございます、何年か前に。多分民生委員もいないでしょう。ひょっとしたらおるかもしれんが、あ、おらんわ。そこにあるマンション、オートロックのマンションは、高齢化が進んでおります。それ以外の戸建て住宅においても高齢化が進んでおります。フォローできるのは海田町役場しかありません。ひょっとしたら、これから先、そういったところが増えてくるかもしれません。今のような考え方で、職員が1人増えまして看護師の勤務時間を長くしました。そういった29年度と同じ考え方で今後も乗り切っていくというふうに捉えてよろしいですか。

○委員長（大高下）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現状、あらゆる手で対応しているところがございます。あと、また町内には居宅介護支援事業所等、それから施設等、いろいろな民間事業者の支援っていうか目配りっていうのも、あって、その、何て言うんですか。調整いうか情報を提供していただいたり、提供したりとかっていうところもございますので、現状今のところは、この状況で進めていくというふうに考えております。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で、介護保険特別会計の審査を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計に入ります。190、191ページをお願いします。質疑があれば許します。岡田委員。

○委員（岡田）後期高齢者の保険料を収入のことなんですけれども、去年保険料が上がったと思うんですけれども、まず上がったかどうか。去年の4月から上がったかどうかお願いします。

○委員長（大高下）長寿保険課課長。

○長寿保険課長（新藤）29年度から保険料が上がっております。

○委員長（大高下）岡田委員。

○委員（岡田）去年の2月議会で値上げの条例が出たんですけれども、それで保険料収入を見たら、いわゆる、75歳以上の方が増えたからというふうなのが、収入が増えて保険税の主な理由なんだけども、この値上げで、1,900万円ですかね。その前の年より、29年度よりも増えとると思うんですけれども、あ、28年度より増えとると思うんですけれども、千幾ら増えとると思うんですけれども、それは値上げの影響というのはどういうふうになっておる。増えとるんだったら値上げしなくてもいいような気がするんですけれども。増えた理由は高齢者が増えた、75歳以上の方が増えたということが書いてあるんだけども、それで保険料が増えたというふうに見えるんだけども、それは。今、差し引き黒字になったんだったら、値上げをしなくても良かったんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうということなんです。

○委員長（大高下）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）保険料の値上げ分もございますし、被保険者数が増えたこともありますので、保険料としては増額しております。

○委員長（大高下）岡田委員。

○委員（岡田）いや、だから、保険料が増えた訳だから、値上げをする必要なかったんじゃないかということなんですよ。去年、条例で値上げした、条例が出たでしょ。そのときに、統計みたら75歳以上の方が何人というのは当然分かる訳ですから、そういうふうなのを加味して上げる必要がなかったんじゃないかということなんです。去年上げたのが。

○委員長（大高下）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）後期の保険料につきましては、広域連合で保険料を、広島県全体の中で、どれだけ給付が必要かというのを見て保険料を決定しておりますので、海田町が上がったり下がったりとかっていうことではなくて、全体の被保険者数も増えておりますけど、給付も、必要な医療費も伸びているという現状でございます。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に行きます 192、193 ページ全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で歳入を終わります。

続いて、歳出に入ります。194、195 全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で歳出を終わります。

その他、後期高齢者医療特別会計全体で、質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）質疑なしと認めます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の審査を終わります。

以上をもちまして、福祉保健部の審査を終わります。

執行部の入れ替えがございますので、暫時休憩いたします。再開は 3 時 25 分。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 1 9 分 休憩

午後 3 時 2 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大高下）ちょっと早いんですが、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、建設部の審査を行います。質疑は一問一答方式で進めてまいります。執行部におかれましては、各委員の質疑の趣旨を十分に把握し、的確かつ簡素明瞭に答弁してください。なお、質疑答弁にあたっては、発言の許可を得た後にマイクのスイッチを押して発言してください。まず、歳入からはじめます。決算書の 15、16 ページ。中段の 3 目、土木費負担金と 13 款 1 目、総務使用料のうち、備考欄の 2 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、17、18 ページ、中段の 4 目、農園使用料と 5 目、土木使用料で

す。土木使用料は、次のページも含みます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、21、22 ページ、中段の 3 目、農林水産手数料と、4 目、土木手数料です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、27、28 ページ、中段の、4 目、農林水産費国庫補助金から 6 目、都市計画事業費国庫補助金までです、都市計画事業費国庫補助金は次のページも含まれます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、31、32 ページ、下段の 4 目、土木費交付金です。次のページも含まれます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、33、34 ページ、6 目、都市計画事業費負担金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、35、36 ページ、下段の 4 目、農林水産業費補助金です。次のページも含まれます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に、37、38 ページ、上段の 6 目、土木費補助金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大高下）次に 39、40 ページ、中段の 4 目、土木費委託金、中段の 1 項 1 目、財産貸与収入、下段の 2 目、不動産売払収入です。不動産売払収入は次のページも含まれます。質疑があれば許します。はい、宗像委員。

○委員（宗像）普通財産売払収入が上がっておりますが、これは、普通財産、どこを処分されたのか。

○委員長（大高下）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず建設課の方といたしましては、公用廃止した里道の売払でございます。

○委員長（大高下）財政課長。

○財政課長（吉本）また、新町の桜丘団地内の普通財産の売払収入を計上しております。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）公用廃止に伴う売払収入ですが、何件ぐらいあったんでしょうか。

○委員長（大高下）建設課長。

○建設課長（木村）今回は4件でございます。

○委員長（大高下）ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、43、44ページ、雑入のうち、備考欄の15番と、48ページの33番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、49、50ページ、中段、2目、土木債です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で歳入を終わります。

続いて歳出を行います。85、86ページをお願いします。中段の6款の、農林水産業費です。農林水産業費は、次のページにも続きます。質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）じゃ、次に、87、88ページ、7款、商工費を除く全て。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、89、90、全て。ありませんか。はい。宗像委員。

○委員（宗像）海田市駅自転車等駐車場管理事業、これ、2,400万支出されています。が、歳入で、2,800万入ってますよね。差引きすれば400万のプラスになっとるんですが、これは、値上げは去年、今年の4月から、来年か、400万も浮くようなかったら、値上げする必要は、どうなんですかね。今後の見通しとして、これプラスになる可能性、このままでいけば、当然プラスが出てくるんじゃないか思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

○委員長（大高下）はい。建設部次長。

○建設部次長（龍岩）値上げは、来年度の4月1日から、一時利用が倍になるというものでございます。で、これに対しましては今年度今整備を行っております。そこに資本投資をしておることがございますので、その減価償却といいますが、そういう考え方をして値上げということにしております。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）そうじゃなくて、私が申し上げたのは、こういうふうなプラスの400万、当然すれば、その中で捻出はできないんでしょうかということでお聞きしたんです。

○委員長（大高下）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）これまで基金で貯めとったということもなくですね、単純収支でもって今年度経費が掛るから、その分をお願いしたいということで、昨年度議決をいただいたという経緯がございます。その中で、今後、歳入歳出のバランスを見ながら、場合によっては、もう一度、料金改定ということを考えるときが来るかもしれません。はい。

○委員長（大高下）ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に行きます。91、92 全て。下段、2目、駅前整備費は次のページを含む。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、93、94 全て。4目、公園費は次のページを含む。ありませんか。はい、多田委員。

○委員長（多田）公園をちょっと、返したりして、地権者の人に返したりして、なくなっておるところが、寺迫公園、じゃないわ、曾田公園か。返したりしとるんですけど、公園の整備率言ううんかね、住民に対する面積の割合というのがあると思うんだけど、一応海田町はクリアしておるんですかね。

○委員長（大高下）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）ちょっと今日は細かい数字を持ち合わせてないんで、申し訳ないんですけど、一般的には、一人あたり公園面積ということで、各市町、全国的にどれぐらい持っとるかいう、統計がございます。海田町の場合はですね、海田総合公園が結構稼いでおりますので、一人あたり公園面積は割と多い数字になってるということでございます。ちょっとはっきり覚えてはないんで申し訳ないんですが、ちょっとクリアは標準的な数字のクリアまでは行ってないということでございます。

○委員長（大高下）はい、ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（大高下）じゃ、次に行きます。95、96、中段、5目、国土調査費を除く全て。下段2目、河川費は、次のページを含む。ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に行きます。97、98。上段、3目、砂防費。大江委員。

○委員（大江）ページで言えば293ページですが、休憩所、98ページの急傾斜地崩壊防止事業なんですけども、これかなり前から県の方で急傾斜の工事関係なんかも聞いておりますが、これは、どのようなお金、投資になってるのでしょうか。

○委員長（大高下）建設課長。

○建設課長（木村）広島県さんが実施されます急傾斜地の対策事業に対して、町が負担金をお支払いしてるんですけども、成本地区自衛隊官舎の方が、12万9,000円、国信の方が48万3,000円お支払をさせていただいておるところでございます。

○委員長（大高下）ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）ないようですので、次に行きます。109、110、中段、11款、災害復旧費、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）なしと認めます。以上で歳を出終わります。

その他、建設部関係の一般会計で質疑漏れ等があれば発言を許します。はい、岡田委員。

○委員（岡田）去年の9月議会で、住宅建物の耐震改修化促進事業ということで、緊急安全確認大規模耐震改修補助金というのが出とるんですけども、これ、決算書のどこに出てるんですかね、その金額が。

○委員長（大高下）建設課長。

○建設課長（木村）はい、イオン海田店さんの解体の件なんですけれども、そちらの方は、繰り越しをさせていただいておりますので、29年度ではなくて30年度に出ることになります。

○委員長（大高下）岡田委員。

○委員（岡田）その場合、決算書に繰り越しとか何とかいう文言いうんかは、書かなくてもいいんでしょうかね。

○委員長（大高下）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）繰越額につきましては、まず決算書においては、翌年度繰越額というところで計上しているものと、また併せて、説明書においては、58ページにおいて、明許繰越一覧表の方を付けさせていただいております。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。多田委員。

○委員長（多田）歳入の方で聞くのを忘れとったんだけど、町営住宅の使用料の滞納繰越分 7万9,200円、確か、何年か前、私が監査しとるときにはゼロになっただけ、これは、1名分か2名分か、何か月分か出た経緯をちょっと教えてください。

○委員長（大高下）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）人数は、2人でございます。前年から滞納者というのが1人、現年分の滞納が出たのが1人の合計2名でございます。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）なしと認めます。

以上で、建設部関係一般会計の審査を終わります。

続いて、公共下水道事業特別会計に入ります。決算書 118、119 ページ、歳入からです。下段、5款、繰越金は次のページを含みます。質疑があれば許します。下岡委員。

○委員（下岡）受益者負担金についてお尋ねいたします。受益者負担金ですけれども、農地、現在ですね、農地は猶予という制度になってますけれども、農地からですね、宅地への農転の申請が出て、受理するとした場合にですね、4月1日現在そういう状況になったら、賦課するのか、それともですね、実際に、形状変更、宅地造成工事が終了した後ですね、受益者負担金を掛けるのか、その辺の、賦課する時期についてちょっと説明していただきたい。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、基本的には排水設備の工事の確認申請書又は猶予解除の申請、これをもって確認して、翌4月年度変わりのときに、猶予解除という手続をさせていただきます。

○委員長（大高下）下岡委員。

○委員（下岡）ということは、農転が受理してですよ、それからですね、今言うように、今の、猶予の、その受益、土地の所有者側からか出てこないと思うんですよ。宅地にしたら。賦課しない限り、役場がね、もう農地猶予が終わったと。農転は出た訳だからということで賦課すると思うんだけど、今の説明だと、何かそれが、許可申請が切れた、猶予の許可申請が切れたとかどうとか言うんだけど、いつのどの時点で賦課を掛けるんかというて聞いとる。ちょっと分かりにくい、説明。もっと分かりやすく説明してく

ださい。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、農転の申請が出たときではなく、例えば、農転が出されても、雑種地の場合は、同じように、農地と同じように猶予なりますので、この土地を、今後、家を建てる、宅地として使われるもの、で排水設備の確認及び猶予、又は猶予解除という処理、持ち主の人から出していただきます。その基点をもって、翌年度4月1日になるものを掛けております。駐車場等にされる場合もあるんで、年度末の頃に、農地については、一応、町内を回って確認するようにはしております。

○委員長（大高下）はい、前田委員。

○委員（前田）今の続きだけどね、どうもわし分からんけえ言うんじやが、3条は良いとしても、せっかくの負担金をいただくときに、確実に早くいただくということでの、少なくとも5条なんかが出たらね、5条の時点で負担金、いわゆる受益者負担金、ね、4条はまだいいとしても、5条なんか、今回そのいい例が、三迫の三丁目、あそこで半分崩壊したやつがの、ほいで、管を接続してしもうて、流すときじやいうたら、今日流しても、明日流しても、もう流れるんよの。待ってくれや、いまないけ、受益者負担金払えんよ。それじゃったら、やっぱり5条の時点で、の3条はいいよ、目をつぶろうじゃないか。4条をどうするかじやが、少なくとも5条は最低その時点で徴収せにゃいけん。あわよくば4条もというふうに、何か基準みたいなものを、ここでやっぱり考える必要があると思うがの。少なくとも4条、5条は、出たときにはやろう。3条は引き続き面倒見たげようじゃないか、延長というか、どうなのかそこら。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、今の三迫三丁目のちょっと例が出たんでございますが、おっしゃられるところ今回災害になっておるとこでございまして、一部供用開始区域いわゆる負担金の賦課をしない地域と、賦課をして猶予している農地がございました。今回は資材置場ということで、宅造申請のときに出ていましたので、その後、給排水がないというところでしたので、そのまま今後どうするかという協議をしているところに、今の宅造の工事が中断となった状況でございまして、で、おっしゃられるように、早くもらえるものは、事業としての収入になりますんでいただきたいと思っておりますので、そこについては、明確な基準、どういった形で調べていくかということは、今後、研究してまいりたいと思っております。

○委員長（大高下）前田委員。

○委員（前田）特別やかましゅう言うんじゃないが、資材置場だからいいよ。資材置場でも、いわゆる仮設便所とか何かそういうものを作る場合もある。それから今言ったように、5条、少なくとも5条が出たらその時点でもう頂こうじゃないか、というね、言ったように、同じことを何回も言うけども、3条は目をつぶってもいい、引き続きやってもいい。もうできりゃあ、うちの内規でも、無条件、4条、5条出たら、もうやろう。その基準をさっと引くとかいうような、そこら、課長一存で答弁せえ、いうのも苦しいんじゃないか思うけども、どうかそこら。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、私の一存では難しゅうございますが、基本的なところにつきましては定めて、で、特殊な事例につきましては、関係者の方と協議しながら、できるだけ早く取れるような形でいきたいと思っております。

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本）あんたらの考え、間違うちよるよ。受益者負担金を、宅地化したときにはそれ掛けますよと、あんた方の説明な訳よの。今、あんたら、ぐちゃぐちゃなことを言いよるじゃない。駐車場は農地じゃない、雑種地でもでもないんよ。これ、きちっと整理して説明しなさいや。だから、農地の場合は、受益者負担金は掛けませんよと。宅地化に、宅地に変更された場合は掛けますよちゅうことやったんよ。の。そこで、その場所で、もう、こういう基準ですちゅうことを、きちっと、前田さんの言われるように、定めちよかんにゃあ駄目なんよ。例外はどうですこうですちゅうことじゃない訳よの。元々、受益者負担金は公平に掛けんにゃあいけんかったのを、そこで、今の、今の農地される分は控除しましゅうちゅうことで、それを、宅地にした場合は掛けますよ、だから今言われるようにね、資材置場じゃだろろうが何だろろうが、申請が出たら、金はもう、きちっと掛けんにゃ駄目なんよ。ほうよ。そこがね、あなた方がね。襟元がちゃっとなつちよらん訳よの。あなたらあ、町民から給料もろうちよろう。最初から、わし言うた、受益者負担金を農地に掛けないということは、公平性に欠けちよるじゃないかと。いうたら、あんたら、今講釈ばかりたれてからに、の。おまけには、農地転用したときにはすぐ掛けますよいうて言うたじゃない。公共下水道の、あれじゃ。ほじゃから、わしが今言うように、あなた方の説明は間違うちよる。間違うちよるじゃない、襟を正して公平にせんにゃあいけんよの。の。そこはどう考えるか。

○委員長（大高下）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、受益者負担金のことを、ちょっと簡単に説明させてください。

まず、供用開始の告示を打たないと受益者負担金が賦課できない、というルールがまず一つあります。さっき上下水道課長が言ったのは、まだ供用開始の告示を打ってない区域があるから、受益者負担金は掛けられませんよという説明をしたところでございます。この場合ですね、農地転用が出されても、例えば、供用開始の告示を打って、受益者負担金を賦課しても、猶予が出ていれば、それはまだ先延ばしということなんで、その途中で農転が出て、その段階では賦課しません。賦課するのは、翌年の直近の4月ということにはなります。その中で、農転が出て宅地になってなかったら、これはまた猶予が延長するという形をとりますから、それを、上下水道課長が説明したということでございます。

○委員長（大高下）崎本委員。

○委員（崎本）それがおかしい言うんよ。それがおかしい言うんよ、あんた方が勝手にそういうふうを決めちよるから駄目なんよ。の。農地やったら掛けませんよいうて、あなた方がやちよる訳よ。ほじゃけえ、農地が宅地にね、あんたら講釈で逃げよるんじやがの、例えば、三迫二丁目の場合、見ていいや。工事もめようか倒産しようが、の、宅地造成許可証ちゅうものが、広島県から出ちよる訳よ。そこで、もう掛けにやだめなんよ。の。それを、掛けんかったら、片方は、ね。農地を廃止して、住宅地で、住宅で売ちよるわけよ。売ちよるんじやけえ。わしが言うのは、売ちよるもんにも責任があるわいの。買うたもんにも責任がある。だけど、もう、建設許可の確認。県から降りちよるものをの、それを、猶予じゃどうのこうのじゃなしに、わしは、そういう考えをやめて、農地から宅地に変更した場合は、すぐもらうように変えたらどうか。今、もらえんかったらそういうふうに変えたらどうですかちゅうことよ。訳分からんことを言うんじやが、誰か知らんが、駐車場は農地で扱うじゃどうのこうの、駐車場も、農地じゃないじゃないか、宅地じゃないか。そういう訳分からんことを言うたら駄目よ。どうかいの。私はね、平等にやってもらわにやの、ほんま、不愉快な気持ちで裁判所に訴えてやりたいよ。

○委員長（大高下）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）受益者負担金を賦課するタイミングですけども、毎年4月になったら、手続をするようなことになっております。ですから、例えば今農転が出たとしても、

最短でも、賦課できるのは、来年4月になります。ということですから、今すぐっていうことでなしに、年度変りのときにやりますから、そこは直近の対応ができるという御理解をいただければと思います。

○委員長（大高下）はい、下岡委員。

○委員（下岡）午前中に固定資産税について、同じように農転絡みで質問したんですよ。そしたら固定資産税の方はですね、1月1日現在で、農転がですね、出て受理してた場合には、1月1日現在で掛けますと言ったんですよ、当年度。法務局の登記がまだ農地のままであってもですね、掛けると言った。今、明らかに税によってですね、賦課する時期が違うじゃないですか。今言ったのは、宅造が云々かんぬんいうて、ついでに、今の現場、出てる現場というのはですね、28年の12月に宅造の許可が出てるんですよ。で、工事は去年29年の2月から6月までの予定だったんですよ。だから完全な29年度、29年の4月1日現在では、もう、ね、工事に入ってる期間なんですよ。だから、当然、今の次長の説明からしてもですね、受益者負担金の29年度に請求してなきゃいけない現場なんです。それを、ほじゃけえ、請求してるのかということを知ってる訳です。一部がどうじゃこうじゃ言うたってですね、一部は、既に供用開始区域がある訳でしょう。その供用開始区域にある部分については、少なくともですね、受益者負担金を賦課すべきではないか、そうしないんなら、固定資産税とですね、税の賦課する基準が違う。固定資産税、確認してくださいよ。ちょっと休憩でも取って。固定資産税の方はですね、今言うように、農転の届けが出て、受理したらですね、もう、将来農地の転用の効力は失ったということで、宅地として固定資産税を1月1日そうなれば掛けますと、こうなってる。基準が違うじゃない。税金によってですね、掛ける基準が違っていいんです。ちょっとどうなんか説明してください。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、先ほどお話ししましたように、この宅造の区域が供用開始をしているところと、供用開始をしないところ、これにまたがってましたので、今回は、合わせて賦課する時期を定めさせていただくのが合理的であるという判断をして、今後のことについて協議を進めておりました。というところで、4月1日の段階でまだ協議がまとまっておりませんでしたので、その時点では賦課はしておりません。

○委員長（大高下）はい、下岡委員。

○委員（下岡）今言ったようにですね、両方あるところはですね、ね、供用開始しておる

ところは掛けるべきでしょう。供用開始、指定してないところは、これは協議か何か必要かもしれないけども、少なくとも供用開始区域がある。その部分については、ね、猶予がもう効力を失っている訳だから、賦課すべきですよ。そういうことを言ってる。どうなんですか、もう1回。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）先ほど駐車場の方で誤解をいただいたんですけども、今回の土地については、造成後が資材置場で、給排水がない、確かに、汲み取り便所を置かれる可能性もございますが、給排水がないというところでございます。で、もしこれが駐車場とかいう形状になった場合は、猶予解除の届けを出していただいて、賦課をするという形をとらしていただいております。

○委員長（大高下）はい、宗像委員。

○委員（宗像）当初減免を出すときに、ちょうど私も委員でおらせてもらって、当時説明した担当者もおりますけれども、農地を耕作することを条件に納税の免除をするという、説明をされたと思いますが、それ間違いないかどうか。そのときの説明は、農地を耕作することを条件に、申請が出れば免除するという説明をされたんですが、それに間違いないかどうか。ごめんなさい、免除じゃなくて、延期。

○委員長（大高下）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）農地であれば、耕作しとると言い方をしたと思います。受益者負担金の基本は、その水が流れてくるかっていうところが基本になると。水が流れてくる、すなわち家を建てるといことになると思うんですけど、そういう汚水の発生元があるかないかっていうところも、一つ基準になるんで、先ほど来から上下水道課長が、給水がないよという説明をさせていただいておるところです。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）例えばこの町中で四角の土地があつて、そこに給水してなかったら負担金掛けんのんですか。そうじゃないでしょう。要は、農地いうのは、耕作するということが農地でしょう。5条申請を出したということは、耕作を自分で放棄しとるんですよ。放棄した時点で農地がなくなるんじゃないですか。当然、供用開始区域については掛けるべき案件じゃないんですか。少なくともその最小限、一番近い時間、時期に、だから、例えば年度の途中であれば、当然4月からは掛けるべき案件でしょ。自分で自ら耕作放棄します、農地にしませんって言って、自分で宣言したらそれで受理する訳でしょ。違い

ますか。5条にしても4条にしても、そうですね。それを受理したいということは、自ら農地じゃありませんと言って届けてるのに、なぜ、供用区域について賦課しないんですか。それが納得できないというのが、多分、このみんなの同じ意見だと思います。それについて、明確な答弁がなされてないんで、もしそれが、まだ基準が曖昧であるならば、きちんとしたものを今から出しますとか、今のところはちょっとそれは考え方がはっきりしてませんかったんで、それについては改めてきちんとさせるとか、そうでないなら、このままやりますとか、はっきりしたものを出すべきじゃないんですか。これを機会に、だから改めて、もしこれが曖昧であるんだっちはっきりしたものを整理すべき案件だと思いますが、いかがですか。

○委員長（大高下）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）先ほど来ちょっと私言ったんですけど、例えば今、今、申請が出されたら、4月1日に賦課します。はい、いうことは、まず一つありますんで、今すぐに賦課できるか言われたら、事務の手續上4月1日になるんで、それは御容赦ください。あと、ルールはですね、4月1日のときに猶予解除という申請書が出てきますから、それを元に賦課するという形になります。

○委員長（大高下）宗像委員。

○委員（宗像）違うでしょって。4条と5条を出した時点で、自ら百姓せんいうて届けとるんじゃないですか。それに対して、免除もくそもないでしょう。そこがおかしいんじゃないんですかって、皆さんが言いよるんですよ。相手が書類出すまで、じゃ、あれですか。例えば、そこへ砂入れて、駐車場のままにしとって、で、本人出さんけえいうて、ずっと免除するんですか。そうじゃないでしょう、免除じゃなくて延期するんじゃないでしょう。本来ならば、自らが宅地を放棄しますいう届を出しとるんでしょ。ごめんなさい、農地を、5条、4条いうのは。そうすればその時点でもう放棄しとるんじゃないですか。向こうから免除の申請もらうとか解除の申請もらうとかいう以前の問題でしょう。だからそれについて、今、そういうのが頭になかったんなら、今から検討しますとか、今指摘を受けたんでそれで改めて回答させてもらいとか答弁すべきじゃないんですかって言ってるんですが、どうですか。

○委員長（大高下）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今、農転の手續は都市整備課でやっております。その情報が今、上下水道課の方に直接行ってない体制となつてございますので、今後はですね、その情報

が速やかに上下水道の方に伝わるようにし、受益者負担金の賦課に漏れがないように努めてまいりたいと思います。

○委員長（大高下） 崎本委員。

○委員（崎本） 上下水道は、答弁に対して、もうちょっといや、可愛そうないうても、答弁の仕方を変えにやね、汲み取り便所やったらかけんでもええと。そういうようなねえ、物の言い方はやめなさいや。あなた方は、これが専門じゃないですか。下水の、下水の管にあった水を流さんかったら、ね。受益者負担金掛けるあれにならんじゃろ。何考えちよるん。下水管に流さんでも、汲み取り便所でも何でも、そこに、宅地になったら、利用者負担金ちゅうものは払わにやいけんでしょうが。それは払わんでもええんか。そう解釈するんか。あんたあ、答弁間違っちよるよ。どうかいの。

○委員長（大高下） はい、建設部長。

○建設部長（久保田） はい、今日議員の皆様からいろんな御意見、御指摘をいただいております。今日いただいた意見をです、真摯に踏まえまして、これから下水道事業しっかり取り組んでまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（大高下） 前田委員。

○委員（前田） 言うとする意味が分からん。元々ね、受益者負担金いうもののは、市街化区域全部、整備面積に賦課されとるんだよ。受益者、元々が。ただこれ、発端がそうよ、部長、笑うとする場合じゃないよ。の。どの土地も全部その市街化いうか下水の整備面積の分には、全部、410 円じゃったかいの、460 円じゃったか、いただきましよういうて言うとするんよ。ところが広大な面積、特に出とるのがその辺の三迫の三丁目とか、あの辺の農地に対してはね、将来、近い将来、家も建つ見込みもない。だから、しばらくいわゆる猶予をしてあげましようというのが発端なんよ。でなかったら全部賦課しとるんだよ。ほいで、今もめとるのが、3条は、それは引き続きしようがないじゃないかということ、皆同じことを言うとするんで。の。4条、5条が出た時点では、もうそれでもう営農放棄しとるんだから、宅地に変わるだけじゃけえ、後は。それが、今の、いう、駐車場であるのか資材置場か、何であろうとも、その時点で取らにやいかんよ。それを、にこにこへらへらとる場合じゃない。話飛ぶけども、業者使うとりますいうて、大嘘をいうてきとるじゃない。そないないいかげんなことでの、にこにこだらだらしとる場合じゃない。町長。こっちは皆、真剣に言うとするんだよ。町の税収のために必死になって、3条じゃ4条じゃいうて、わいわい言うとする。何をへらへらにたにたしとるん。笑ろ

とる場合じゃないじゃろう。もっと真剣に物事を答弁せいや。今言う下水が悪いようなことを言うてあれしとるけども、都市整備がそういうで線引くんなら、都市整備、建設で打ち合わせて、下水にはこうだよ、開発許可、相談が建設にあるんだから。今後こういうふうに造成しますいうて。それでが出てきた時点で、の、当然の農転が出てくる訳じゃけえ。事前に、宅造やりますよ、山であろうと、川はないかも分からんが、なんぼう山林でも、そのすぐ山林へ家建てりゃ、明日即宅地だから。山の木を今日今から言っで切って明日家を建てたら、明日、宅地だよ。法務局直そうと直すまいと、そんなことはどうでもええのよ。で下水繋いでから、受益者負担やります、そんなものはあるんですか私は知りませんよ、水は流れていますよ。そういうことじゃったら、今言うように、すぐ不公平が生まれるじゃない。だから、その基準をしっかりと、4条が出たら、5条が出たら、やりますよという基準をしっかりと作れいうて言うとるんよ。3条はいいとしても、それ皆同じことを言うとる。それへらへらにたにた笑うとるのは、根性が入とらんよ。ええかげんなことで。どうなとるんや。副町長。しっかりと職員教育せえや、こんなことで。皆、町のために必死に言うとるんで。どげな職員教育しておるん、冗談じゃないで。ちょっと答弁してください。

○委員長（大高下）副町長。

○副町長（胡家）考え方を、根拠を持ってしっかりと御説明をできなければいけないというふうには、私、今の議論を聞いていて思いました。そこら辺の整理をさせます。以上です。

○委員長（大高下）はい。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に、120、121 ページで全てです。質疑があれば。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で歳入を終わります。

続いて歳出に入ります。122、123 ページ全てです。下段の2款、事業費は、次のページも含みます。質疑があれば許します。佐中委員。

○委員（佐中）一番下の下水道整備事業費のことをございますけれども、説明書の中にあるから具体的には分かる。供用開始の中で、世帯数もここに書いてありますが、未接続のところ、3年以内にしなければならないというのが一定の基準である訳ですが、聞きたいのは、5年を過ぎたらもう3年過ぎてますから、ほとんどできるどういうん行政指

導があるべきものだというふうに考えるんですが、供用開始の中で、できていない地域、どのぐらいあるのかお尋ねします。何件ぐらいあるのか。今ここに、1万なんぼが可能じゃいうて書いてある。1万3,115、その内、未接続、どのぐらいあるのか。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、世帯数で、1,106世帯でございます。

○委員長（大高下）佐中委員。

○委員（佐中）私、苦情を聞いたんですよ。場所は、追って、個人的な問題がありますから、言いませんが、20年経ってもできない。両隣はして、そこで汲み取り業者が来る。非常に迷惑しとるんで、行政として早くそれを指導して接続するよという声があったんですけども、そういう場合について、先ほどから論議がありますように、公共下水道というのは、環境を整備して快適な生活をするというのが基本にあつて、受益者負担も、そのために、負担をして、雨水と汚水と分けて整備をするというのが基本にある訳ですが、20年も経ってあるいは10年以上経ってできないことを放置していること自体、私、異常だと思うんです。指導やあるいはどういうんかね、その半ば強制的に仕事をするというのか、問題を解決するためにはどのようにしとるのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい。先ほどの未接続世帯でございますが、通常は、2年、3年経過された方と、それ以上の方で、一応時期を分けて、年に1回郵送で、接続の啓発、で、長い方とか、そういったいろんな事情ある方、とこにつきましても、個別にですね、昨年度から重点的に長いとかそういうところについては、職員が行って、接続のお願いをしているところでございますが、なかなか御事情がありまして、できてないところがありますので、今後も引き続き、ちょっと今年度についてはちょっと災害もありましたので、ちょっと災害区域については外す作業をしておりますので、そういった、いろいろなところの状況を見ながら、引き続き啓発活動、接続の啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（大高下）佐中委員。

○委員（佐中）そこまでは、私、聞いてます。何回も言ったけども、持ち主というか地主というんか、関係管理者というんかね、だけども、高年齢でもあるし、話は分かったとしても、なかなかそれが実行できない。しかし周りの人は、さっき言った受益者負担も払

いながら、公共下水に接続、汚水もしておる。こういう場合に、やっぱ強制的にやらせるという方法はあるのかないのか。そこをちょっとお尋ねします。

○委員長（大高下）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、汲み取り便所の場合は、下水道法で3年以内に接続っていうのがございまして、罰則もございます。しかしながら、海田町では3年を過ぎて罰則を適用したところはございません。おっしゃられるように、長い期間、接続されてない方が色々御事情があると思うんですが、もうそろそろ、そういったところをですね、他市町の事例もちょっと研究しながら検討していかないといけないだろうとは思っておりますので、今後研究していきたいと思っております。

○委員長（大高下）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）次に行きます。124、125 ページ全てです。質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）以上で歳出を終わります。

その他、公共下水道事業特別会計全体で質疑漏れがあれば、発言を許します。前田委員。

○委員（前田）公共下水いうか、さっきから、うじゃうじゃ言うてるが、どうも気に入らん。縦割り行政。これはやっぱり総務も入れて、そういう、開発、出たらの、総務とか、そういう入れて、そこでやっぱり課税、考えていかかないけん。これは、どっか開発が出とるけえ建設だけで打ち合わせてこうやる、そうじゃないよ。やるからには、それだけのもんじゃけえ、やっぱり、の、横の連絡を取っての、その基準をやっぱり、3条、4条、無条件の線を引いて、うちの決まりはこうだから開発は認めません、ここで受益者負担料を払ってください、よそはそんなことやってないじゃないか。いや、うちの決まりです。これの想定的に、それをやっぱりきちっと、今、副町長も言うてるけどの、念押しで言うが、横の連絡を取って決めえ、こういうふうに言いたい。

○委員長（大高下）いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大高下）質疑なしと認めます。

以上で、公共下水道事業特別会計の審査を終わります。

本日の日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。

明日も午前9時から委員会を開催いたしますので、御参集ください。  
本日は大変御苦勞様でした。

午後4時17分 延会